

第1章 計画の目的と位置付け

第1節 計画策定の経緯

松山城は、松山市中心部にある勝山（標高 132m）の山頂の本丸と山麓の二之丸、平地の三之丸を主な郭とした平山城で、慶長 7（1602）年に築城に着手され、寛永 4（1627）年に完成されたといわれる近世城郭である。明治維新後は廃城となったが、天守をはじめ多くの建造物や石垣など主要な遺構が残ったことから、文化財保護法により昭和 25（1950）年に天守等 21 棟の建造物が国の重要文化財に指定され、昭和 27（1952）年には、城域の大部分が「松山城跡」として国史跡に指定された。一方、昭和 23（1948）年に特別都市計画法により、城域ほぼ全体が特別都市計画公園「城山公園」として決定を受け、昭和 31（1956）年には、都市公園法により都市公園となった。

指定後から現在に至るまで、松山城跡の整備及び管理は、史跡の管理者である松山市が主に行っている。本丸跡では、昭和 33（1958）年から平成 2 年（1990）年にかけて櫓等の建造物を復元し、平成 11（1999）年以降は、重要文化財建造物の保存修理及び防災設備の整備を続けている。二之丸跡では、平成 4（1992）年に松山市教育委員会が「松山城二之丸史跡庭園」を開園した（現在は松山市が管理）。堀之内（三之丸跡・西之丸跡）では、昭和 28（1953）年の国体開催を契機にスポーツ施設を多数設置したが、施設撤去ののち平成 22（2010）年に城山公園（堀之内地区）第 1 期整備を実施し、主に緑地・広場として再整備した。現在は、「城山公園（堀之内地区）第 2 期整備基本計画」（以下、「堀之内第 2 期整備計画」という）を進めている。

以上のとおり、松山城跡では史跡指定以降、これまでに史跡と公園の整備を進めてきたが、本丸跡や三之丸跡など各郭（広場）の整備が中心で、史跡の大部分を占める山林の整備は、本丸広場や南登り石垣沿いの樹木の伐採など臨時的かつ部分的なものであった。また、以前から有識者に山林の環境悪化による影響と対策整備の必要性について指摘を受け、樹木調査も実施していたが、安全上、来園者の多い本丸跡と堀之内の整備を優先したため、山林の整備計画の策定までには至らなかった。

しかしながら、近年の豪雨により勝山で数回発生した斜面崩壊や倒木が、山林の環境悪化に起因することを再認識するとともに、石垣などの史跡の遺構や県指定天然記念物「松山城山樹叢」を毀損するだけでなく、来園者や周辺住民などに被害を及ぼすおそれがあること、また、本丸跡の眺望の改善や本丸広場のサクラの生育の悪化、堀之内の緑陰の不足などの景観等に対する市民からの要望・指摘が増えていたことから、早急な改善が必要と判断した。

そこで、松山市は令和元（2019）年に策定した「史跡松山城跡保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という）の中で「松山城山樹叢及び植栽の計画的管理の必要性」を課題として挙げ、今後の対応として、「松山城山樹叢と植栽の適正管理」、「植栽管理計画の策定」及び「松山城山樹叢の価値を活かした整備」等を実施することを明記した。次いで、令和 3（2021）年の堀之内第 2 期整備計画で、整備地のみを対象とした植栽計画を示した。

これらの経緯から、この度、「史跡松山城跡樹木管理計画」を策定するとともに、あらためて史跡全体の樹木整備の視点から堀之内第 2 期整備地の植栽計画を一部見直すものである。

第2節 計画策定の目的

本計画は、保存活用計画に示した「史跡の本質的価値の保存」、「安全の確保」、「学術的調査の成果に基づく整備」及び「多様な利用を想定した整備」という史跡全体の整備の基本方針に基づき、史跡松山城跡の多様な価値の顕在化と調和を図りながら、史跡の保存と活用、次世代への確実な継承を図るため、樹木等の現状と課題を捉え、計画的かつ適切な整備・管理方法を示すことを目的として策定するものである。

第3節 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

本計画は史跡指定範囲を主として、図 1-1 に示した範囲を対象とする。

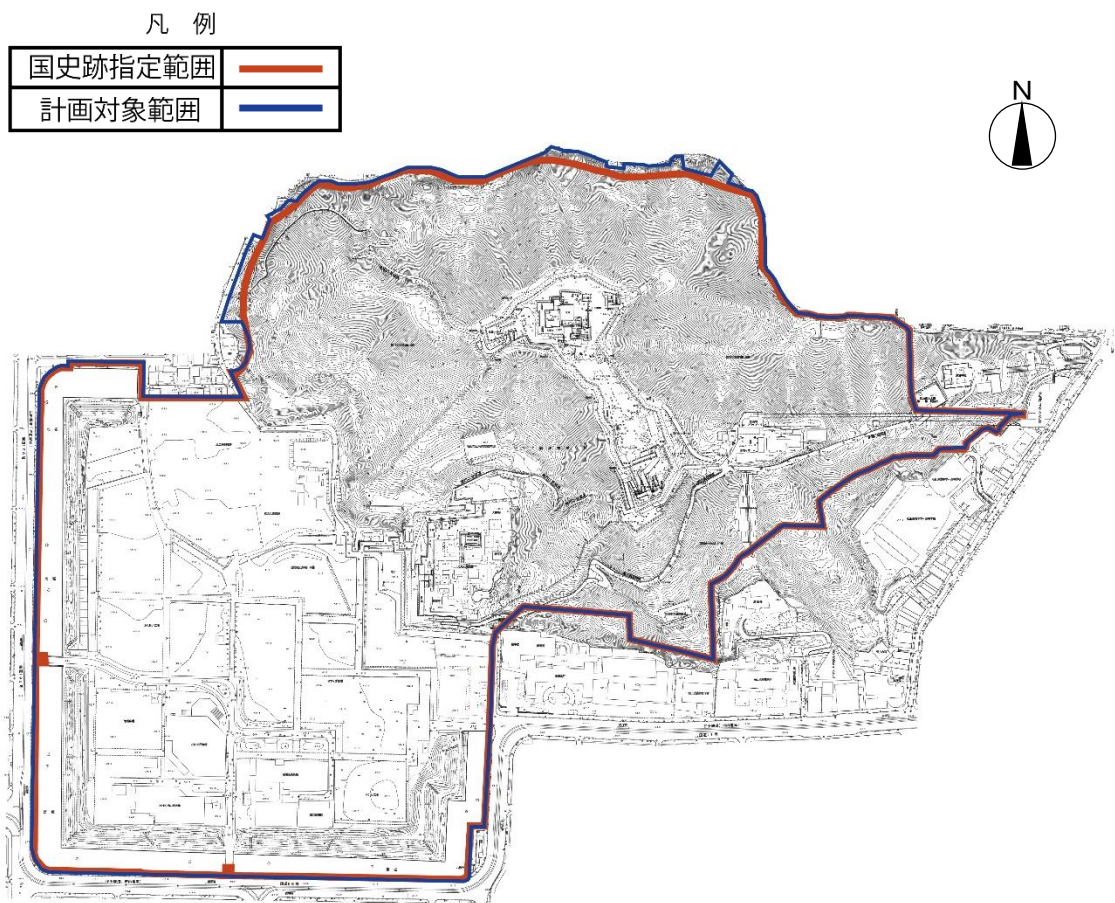


図 1-1 計画の対象範囲

(2) 計画期間

本計画では、令和 6 (2024) 年度から令和 15 (2033) 年度までの 10 年間を整備期間とし、整備後は松山城跡を取り巻く自然環境や社会情勢の変化に的確に対応しながら、適切に管理を進めるものとする。また、必要に応じて順次計画の見直しを行うものとする。

第4節 計画策定の体制と経過

(1) 計画策定の体制

松山市では、史跡松山城跡に関する計画の策定にあたっては、学識・経験を有する各分野の専門家の意見をもとに進めていくこととしている。本計画についても各分野の学識経験者である史跡松山城跡整備検討専門委員の意見を踏まえながら策定を進めた。また、文化庁及び愛媛県教育委員会から指導並びに松山市教育委員会から助言をいただいた。

① 史跡松山城跡整備検討専門委員

井上 淳	愛媛県歴史文化博物館学芸課長	日本史（近世）
江崎 次夫	愛媛大学名誉教授	森林科学
大窪 健之	立命館大学教授	文化遺産防災学
小林 範之	愛媛大学教授	施設基盤学
下條 信行	愛媛大学名誉教授	考古学・史跡整備
高瀬 哲郎	石垣技術研究機構代表	考古学（石垣）
武田 重昭	大阪公立大学准教授	緑地計画学
藤本 史子	武庫川女子大学非常勤講師	考古学（陶磁器）
三浦 正幸	広島大学名誉教授	建築学（古建築）

② 文化庁

岩井 浩介	文化資源活用課（整備部門）	文化財調査官
野木 雄大	文化財第二課（史跡部門）	文化財調査官（令和4年度まで）

③ 愛媛県教育委員会

兵頭 勲	文化財保護課 主幹
持永壮志朗	文化財保護課 学芸員
竹村 茄奈	文化財保護課 学芸員

④ 松山市教育委員会

楠 寛輝	文化財課 副主幹
鵜久森 彬	文化財課 主事

⑤ 松山市都市整備部（事務局）

兵藤 一馬	公園緑地課 課長（令和3年度）
日野坪信彦	公園緑地課 課長（令和4年度）
川口 征英	公園緑地課 課長（令和5年度）
金浦 正臣	公園緑地課 主幹
西村 直人	公園緑地課 副主幹
相原 研吾	公園緑地課 技師

史跡松山城跡整備検討専門委員の設置要綱は以下のとおりである。

史跡松山城跡整備検討専門委員設置要綱

(設置)

第1条 史跡松山城跡（以下「松山城」という。）の保存と活用を図る事を目的に行う整備事業を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づき、史跡松山城跡整備検討専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門委員は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 松山城の文化財調査に関する事項
- (2) 松山城の保存と整備・活用に関する事項
- (3) その他、関連する事項

(委嘱)

第3条 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が選任し委嘱する。

(任期等)

第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

(報酬等)

第5条 専門委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の定めるところによる。

(庶務)

第6条 専門委員の庶務は、都市整備部公園緑地課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(付則)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(2) 計画策定の経過

① 史跡松山城跡整備検討会及び専門委員による指導

本計画の策定は、表 1-1 に示すように、史跡松山城跡整備検討会の意見及び史跡松山城跡整備検討専門委員の指導をいただきながら進めた。

表 1-1 史跡松山城跡整備検討会又は専門委員による指導の経過

No	種別	開催日	場所	内容
1	史跡松山城跡整備検討専門委員による指導(江崎委員)	令和3年 9月27日(月)	江崎委員宅	・樹木管理計画策定開始に先立つ基本方針について
2	史跡松山城跡整備検討専門委員による指導(江崎委員)	令和4年 3月7日(月)	江崎委員宅	・樹木管理計画策定に先立つ現地調査方法について
3	令和3年度第1回史跡松山城跡整備検討会	令和4年 3月28日(月)	松山センタービル 1号館 4階第2会議室	・城山公園(堀之内地区)第2期整備の今後の予定について(報告) ・樹木管理計画策定に先立つ現地調査の内容について(協議) 外2件
4	史跡松山城跡整備検討専門委員による指導(江崎委員)	令和4年 4月18日(月)	江崎委員宅	・現地調査の実施方法について
5	史跡松山城跡整備検討専門委員による指導(江崎委員・下條委員)	令和4年 5月27日(金)	史跡松山城跡	・現地調査の実施方法について ・樹木管理の方針について
6	令和4年度第1回史跡松山城跡整備検討会	令和4年 7月12日(火)	松山センタービル 1号館 4階第2会議室	・城山公園(堀之内地区)第2期整備工事について ・樹木管理計画の進捗報告について(協議)
7	史跡松山城跡整備専門検討委員による指導(武田委員)	令和4年 7月25日(月)	史跡松山城跡	・城山公園(堀之内地区)第2期整備工事・植栽計画について
8	史跡松山城跡整備検討専門委員による指導(江崎委員)	令和4年 11月1日(火)	江崎委員宅	・現地調査結果について ・樹木管理計画の説明(現状と課題・基本方針・管理方針)
9	令和4年度第2回史跡松山城跡整備検討会	令和4年 11月18日(金)	松山城ロープウェイ東雲口駅舎2階会議室	・樹木管理計画の策定内容について(報告・協議)
10	史跡松山城跡整備専門検討委員による指導(大窪委員)	令和4年 12月2日(金)	史跡松山城跡	・文化財防災から見た樹木管理の方針について

② 自然環境調査・保護団体及びその他有識者からの意見聴取

策定案に対し、表 1-2 に示すように、市内の自然環境の調査及び保護を目的とする各種団体及び有識者に意見をいただいた。

表 1-2 自然環境調査・保護団体及びその他有識者からの意見聴取の経過

No	団体名	開催日	場所	内容
1	NPO 法人 森からつづく道	令和 5 年 2 月 8 日（水）	法人事務所	・松山城山樹叢の本質的価値 について ・林内地区の竹林の除間伐等 について
2	日本野鳥の会 愛媛	令和 5 年 6 月 4 日（日）	役員宅付属施設	・樹木整備による鳥獣類への 影響及び注意点について

③ 市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

策定案に対し、パブリックコメントを実施した。

表 1-3 パブリックコメントの結果

実施時期	令和 5 年 7 月 7 日（金）～令和 5 年 8 月 7 日（月）
公表方法	・市ホームページへの掲載 ・市民閲覧コーナーでの閲覧 ・公園緑地課での閲覧又は配布 ・各支所での閲覧
意見件数	0 件
意見反映件数	0 件

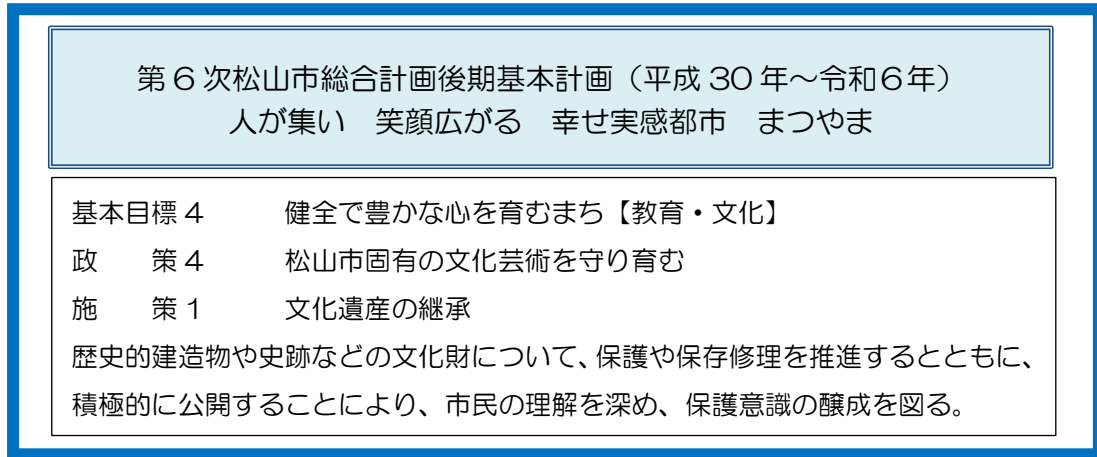
第5節 計画の位置付けと関係法令

(1) 計画の位置付け

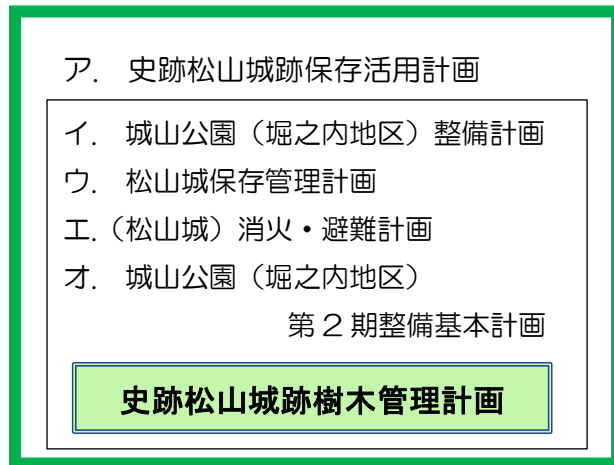
史跡松山城跡樹木管理計画は、保存活用計画で示された史跡の保存・活用・整備・運営体制への取組のうち、樹木管理に特化した計画である。

上位計画および松山城に関する計画、その他の個別計画との関係を図 1-2 に示す。

①上位計画



②松山城跡に関する個別計画

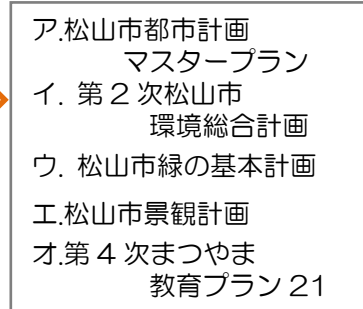


整合



連携

③関連する主な個別計画(市)

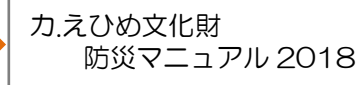


整合



連携

③関連する主な個別計画(県)



(関係法令)

- ・文化財保護法
- ・愛媛県文化財保護条例
- ・都市公園法
- ・都市計画法
- ・森林法
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

図 1-2 樹木管理計画の位置付け

① 上位計画

第6次松山市総合計画〔平成25（2013）年3月策定、後期基本計画：平成30（2018）年2月策定〕

平成25（2013）年3月に策定した第6次松山市総合計画は、平成25（2013）年度から令和6（2024）年度の12年間を計画期間とし、松山市の将来像を『人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま』として6つのまちづくりの基本目標を掲げ、将来都市像の実現に取り組んでいる。

平成30（2018）年に策定した後期基本計画は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間を計画期間としていたが、基本構想の計画期間が令和6年度まで2年延長したことに伴い、令和5（2023）年3月に後期基本計画の計画期間を令和6年度末までに変更した。本計画における松山城跡に関連する内容は、以下のとおりである。

松山市の将来像	人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま
まちづくりの基本目標	基本目標1 健やかで優しさのあるまち【健康・福祉】 基本目標2 生活に安らぎのあるまち【安全・安心】 基本目標3 地域の魅力・活力があふれるまち【産業・交流】 基本目標4 健全で豊かな心を育むまち【教育・文化】 基本目標5 緑の生える快適なまち【環境・都市】 基本目標6 市民とつくる自立したまち【自治・行政】

基本目標	基本目標4 健全で豊かな心を育む町	
政策	政策4 松山市固有の文化芸術を守り育む	
施策	施策1 文化遺産の継承	
	目指す姿	本市固有の文化財が適正に保存・継承されており、市民がその文化的価値や重要性を理解し、文化財保護に対する意識が高まっています。
	方向性	松山城をはじめとする歴史的建造物や史跡などの文化財について、保護や保存修理を推進するとともに、積極的に公開することにより、市民の理解を深め、保護意識の醸成を図ります。
	主な取り組み	①市のみならず国・県の指定文化財について、所有者の保存修理に対する技術的・財政的支援などを行い、その保護に努めるとともに、できる限り広く利活用することで、より幅広い層に関心を広げていき、市民の文化財に対する理解を深めます。 ②埋蔵文化財については、開発による破壊をできる限り防止するとともに、埋蔵文化財センターと連携した公開・活用などをとおして、文化財を身近に感じる機会を提供することにより、保護意識の醸成を図ります。

② 松山城跡に関する個別計画

ア.史跡松山城跡保存活用計画〔令和元（2019）年9月策定〕

保存活用計画は、松山城跡を次世代に確実に継承し、史跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確化した上で、それらを適切に保存・活用するため、令和元（2019）年9月に策定したものである。

計画では、松山城跡の持つ本質的価値とその構成要素や現状変更等の取扱い基準、史跡の保存・活用・整備・運営体制への取組に関する大綱や基本方針を示している。

【松山城跡の本質的価値】

- 城郭史上価値の高い多くの城郭遺構が良好に現存するとともに、縄張りや構築・修理技術の変遷を知ることができること
- 城郭建築史上価値の高い多くの城郭建造物が良好に現存するとともに、縄張りや建築・修理技術の変遷を知ることができること
- 松山市のシンボルであり、緑豊かな都市公園や自然環境の保全、良好な景観等、多くの今日的価値を持つこと

【大綱】

松山城跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承するとともに積極的に公開・活用することにより、市民ひいては国民の文化的活動に寄与するとともに、その保護意識の高揚を図る。

【基本方針】

基本方針	(1) 保存・管理の基本方針 1) 遺構や建造物、文献史料等について、一層の調査・研究を引き続き実施することにより、松山城跡の本質的価値をさらに明確化する。 2) 松山城跡に関する各種の遺構や建造物について、適正な保存・管理を図るため、地区ごとに構成要素の基本的な保存・管理の方法を定める。 3) 現状変更等の取扱基準を定め、その厳密な運用を図る。
	(2) 活用の基本方針 1) 松山城跡の本質的価値を生かした、史跡を体感する場としての活用を基本とし、その中心となる学校教育や生涯学習の場、また、観光資産としての活用を図る。 2) 都市公園・歴史公園として、松山市の歴史的風致の醸成などの史跡の本質的価値の保存やそれを生かした活用を行うとともに、より多くの方々に史跡をより身近に感じ親んでもらうための各種のレクリエーション活動の場としてなどの活用を図る。また、災害時の指定緊急避難場所としての活用等、多面的な活用を図る。
	(3) 整備の基本方針 1) 松山城跡の本質的価値の保存と安全の確保を最優先とするとともに、松山城跡の本質的価値が正しく認識されるよう、遺構や建造物、文献史料等の学術的調査の成果に基づき計画的に整備を行う。 2) 松山城跡の多様な価値を生かし、学校教育や生涯学習の場としての活用、観光資産としての活用等、都市公園・歴史公園としての活用、災害時の指定緊急避難場所としての活用、多面的利用を想定した整備を行う。
	(4) 運営・体制の整備の基本方針 松山市内部の体制の整備・強化を図るとともに、外部の専門家や関係行政部門の指導・助言や一般市民と協働できる制度の拡充など、松山城跡の保存・活用を計画的かつ効果的に推進するための体制整備を行う。

イ.城山公園（堀之内地区）整備計画（平成12（2000）年3月策定）

城山公園（堀之内地区）整備計画は、松山市が設置した城山公園（堀之内地区）整備検討専門委員会が答申したもので、堀之内地区での今後の公園内施設の移転等を踏まえた整備方針をまとめたものである。整備方針に基づき、ゾーニングと事業計画（整備手順）が立案された（図1-3）。

ゾーニングは、綿密な発掘調査を必要とする「史跡整備区域」「調査・検討を必要とする区域」と、基本的に確認調査のみに留めて可能な限り遺構を破損しない整備を進めていく「公園緑地整備区域」とに分けて、整備手順を定めた。このうち、「史跡整備区域」と「調査・検討を必要とする区域」での整備手順は、以下のとおり大きくⅠ～Ⅲ期（各期約10年間）に分けて実施していくこととしていたが、計画を延長、ゾーニングと整備内容を一部変更し、現在は、第Ⅱ期（第2期）整備事業を進めている。

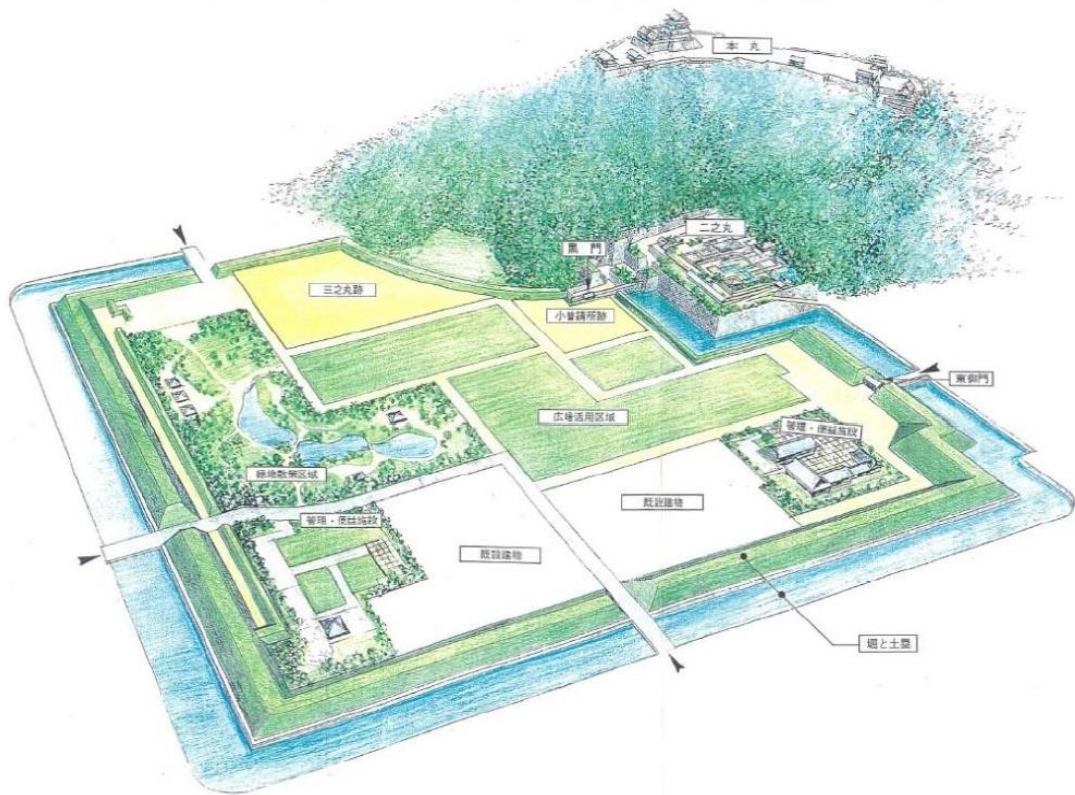
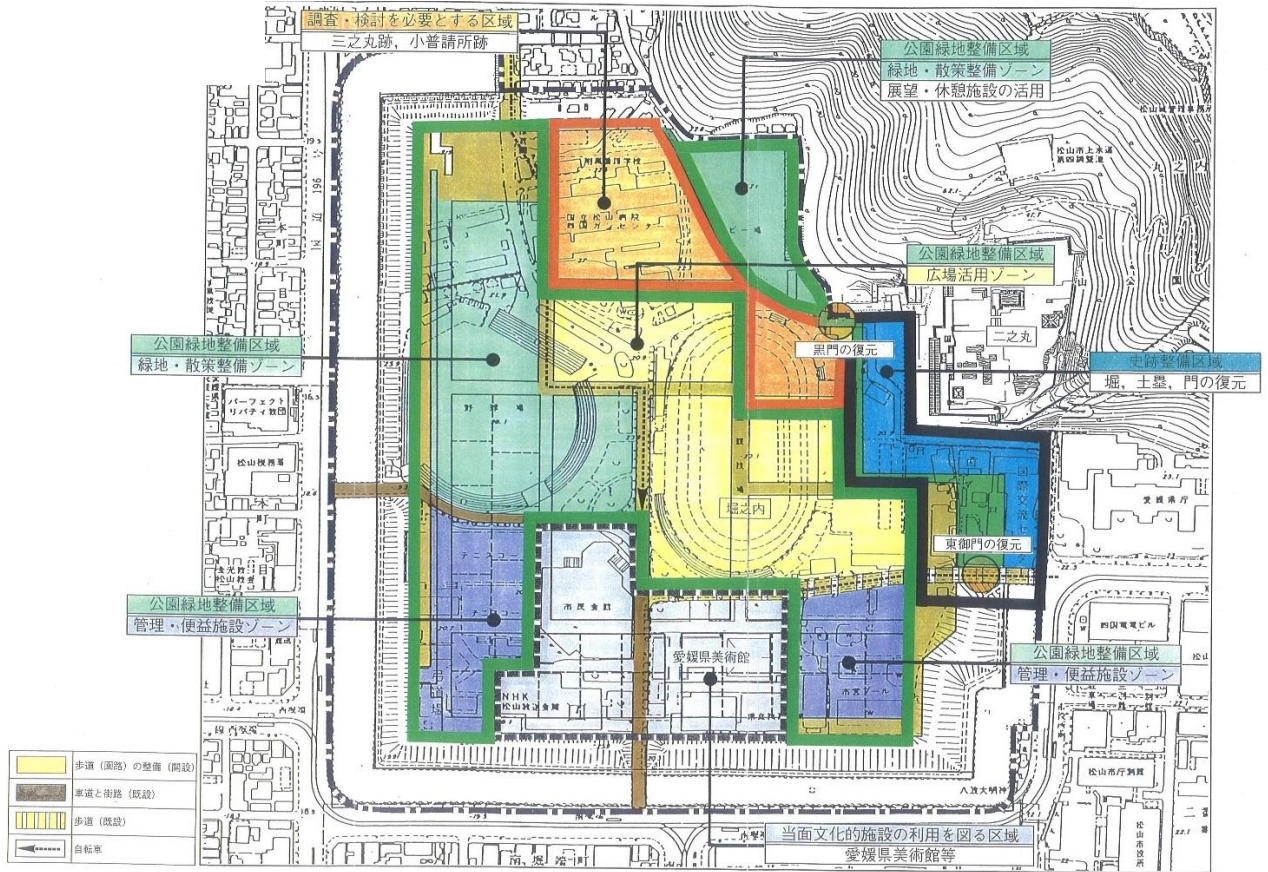
【事業計画】

綿密な発掘調査が必要とされる「史跡整備区域」及び「調査・検討を必要とする区域」と基本的に確認調査のみにとどめ、可能な限り埋設遺構を破損しない整備を進めていく「公園緑地整備区域」とに分けて、整備手順を定めている。

「史跡整備区域」及び「調査・検討を必要とする区域」での整備手順は、以下のとおりである。

整備事業	整備目標	整備内容
第Ⅰ期 整備事業	東御門から黒門までの通路、土塁、堀等の集中的な調査、検出と整備のための検討や史料収集による復元内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> 施設移転地の埋蔵文化財の確認と施設移転の促進 東御門から黒門までの通路、土塁、堀等の埋蔵の発掘調査と整備の検討（堀の復元、門遺構の調査、二之丸高石垣の安定等の検討）
第Ⅱ期 整備事業	第Ⅰ整備範囲の検討を受け、門建物の復元や堀、石垣の整備の実施と、三之丸等の本格的な遺構調査（全面調査）の準備と実施	<ul style="list-style-type: none"> 東御門から黒門までの通路、土塁、堀等の復元と公開 三之丸埋設遺構の全調査と活用手法の検討
第Ⅲ期 整備事業	第Ⅱ期での調査結果と活用手法の決定を受け、三之丸跡の整備工事の実施と小譜請所の埋蔵文化財等調査の実施及び整備	<ul style="list-style-type: none"> 三之丸跡の整備 小譜請所の調査と整備

第1章 計画の目的と位置づけ



出典：『城山公園（堀之内地区）整備計画報告書』P9・10

図 1-3 整備計画平面図（上）と整備イメージ図（下）

ウ.松山城保存管理計画〔平成14（2002）年3月策定〕

松山城保存管理計画は、本丸跡にある指定文化財や復興建造物を含む建造物群、石垣、山林、登山道及び二之丸藩邸跡地等の史跡を構成する要素について、適切な保存管理が図れるよう策定したものである。

計画では、松山城跡について防災計画や観光資源としての公開活用、修復技術等の伝統を継承する場としての活用等を検討し、松山市の中心市街地の象徴・観光資源として重要な位置を占めており、城山全体の環境を、都市公園として整備していくとしている。

また、樹木は、伐採や伐根にとどまらず、文化財との調和に十分留意した植栽計画に基づく景観整備を行っていくとしている。さらに、城の各地区を訪れる人が求める行き方等の情報を提供し、本丸以外の区域へも来園者に来てもらえるようにするなど、松山城跡全体の保存管理の在り方を示している。

エ.（松山城）消火・避難計画〔平成25（2013）年策定〕

平成26～29年度にかけて実施した松山城本丸防災設備等整備工事に先立ち、その設計図書の一部として策定したものである。報告書の概要を以下に示す。

a. 対象・基本方針

計画は、松山城保存管理計画（平成14年策定）を踏まえて計画された、松山城本丸防災設備等整備工事の設計図書の一部であることから、「本丸跡」を対象とするとともに、既存の防災設備に加え、新たに整備される防災設備（避雷設備等）の存在を前提として作成されている。主に「防災設備等の概要」「危機管理」「日常の管理・訓練」からなる。

b. 防災設備等の概要

計画の前提となる防災設備等について、「警報設備（自動火災報知設備、非常放送設備、火災通報装置）」「消火設備（易操作性消火栓、放水銃、屋外消火栓、消火器）」、「避難経路（本壇からの避難、本丸跡からの避難）」、「その他の防災設備（避難器具、避雷設備、防犯設備）」に分けて、概要をまとめている（図1-4）。

c. 危機管理

「防火管理体制」、「火災時の対応」、「地震時の対応」、「その他」からなる。「防火管理体制」では、緊急時の職員の役割分担（自衛消防隊長、通報・連絡班、避難・誘導班、消火班、救護班、救急車両誘導・来場者整理班）やそのマニュアルについて定めている。続く「火災時の対応」と「地震時の対応」は、各災害が発生した場合の職員の対応手順を定めている。また、「その他」では、不審者・喧嘩・暴力行為や文化財破壊行為に対する対応手順を定めている。

d. 日常の管理・訓練

「入場制限（本壇への入城は天守地下の靴箱数300を限度、持ち込み荷物の制限と入口での保管等）」、「防火管理（喫煙や工事等に伴う火気の管理）」、「防災設備等の定期点検（職員による日常の点検と専門業者による定期点検）」、「防災訓練の実施（通報訓練、消火訓練、避難誘導訓練、救護訓練、消防隊と合同の総合訓練）」に分け、防災面での日常の注意点を定めている。

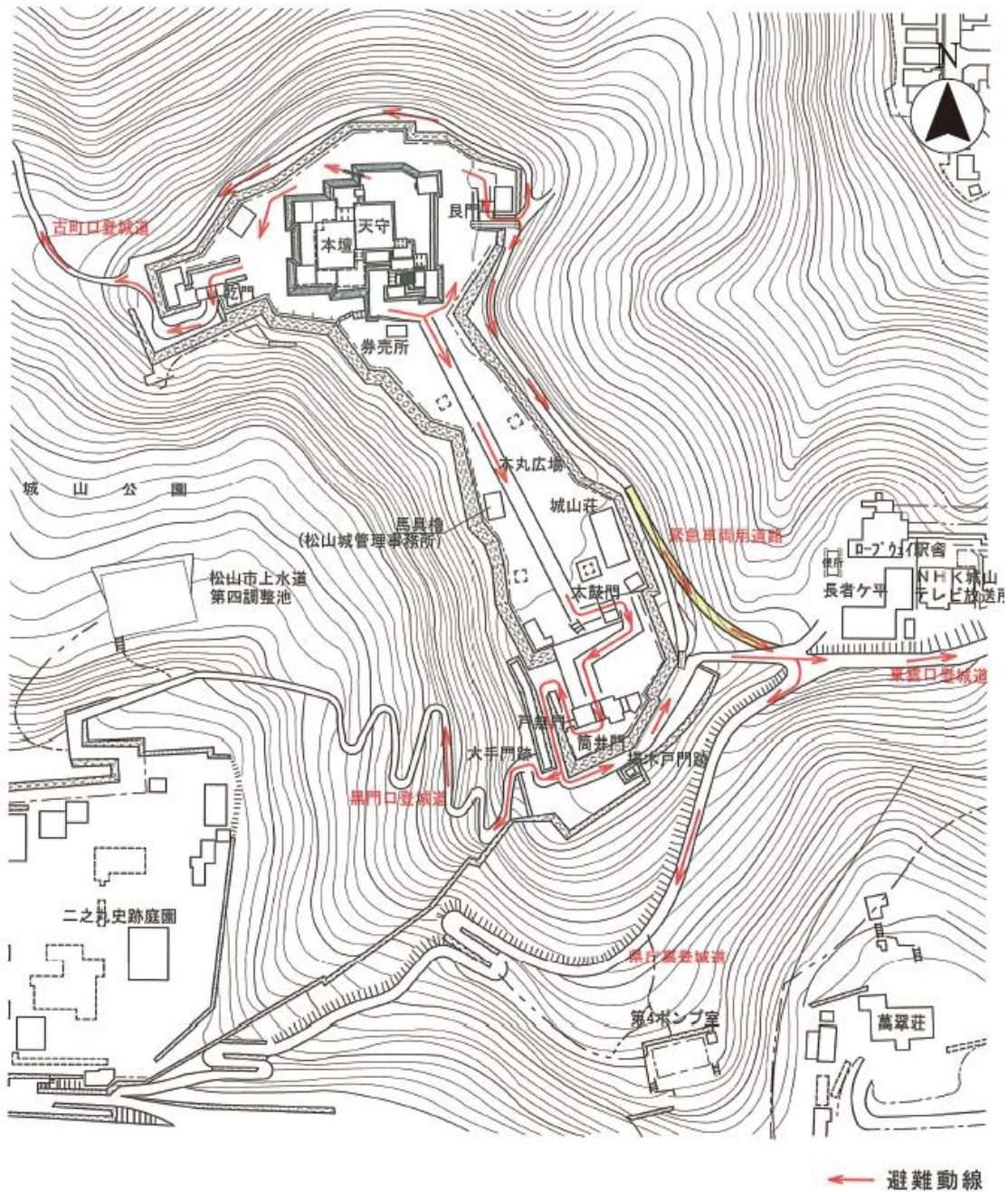


図 1-4 避難経路図（本丸跡よりの避難経路）

オ.城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画〔令和3（2021）年11月策定〕

本計画は、国指定史跡「松山城跡」の三之丸跡及び西之丸跡（外堀、内堀の一部を含む。）に位置する城山公園（堀之内地区）の第2期整備基本計画である。

計画の対象範囲は、堀之内北側の未整備区域のうち、保存活用計画に示された城山公園（堀之内地区）北側の第2期整備エリア約6haとし、①史跡の本質的価値の保存のための整備、②史跡の本質的価値の的確な伝達のための整備、③多様な活用を想定した整備、④安全で快適な環境の整備、の4つの整備の基本方針のもと、平成19年の「城山公園（堀之内地区）整備基本設計」で示したゾーニングを踏まえ、表1-4に示すように地区区分し、各地区の整備方針を整理した（図1-5）。なお、本地区は令和8（2025）年に整備を完了する計画としている。

表 1-4 第2期整備地のゾーニングと各地区の整備方針

堀之内 整備計画 (H12)	堀之内 整備基本設計 (H19)	地区区分	整備方針
公園緑地整備区域（緑地・散策整備）	三之丸ゾーン （遺構を保全活用し、歴史的な景観に配慮した整備を行う区域）	A地区 （北御門・北御門広場）	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査成果に基づいた遺構表現を行う。 当時の出入口としての機能を踏まえ、北のエントランス（広場）とする。 遺構保護や景観保全などに努める。 整備と並行して発掘調査を実施する。
		B地区 （馬場）	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査成果に基づいた遺構表現を行う。 第1期整備の延長として、馬場を表現した園路とする。 遺構保護や景観保全などに努める。
		C地区 （北御門広場南侍屋敷）	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査成果に基づいた遺構表現を行う。 第1期整備の延長として、ふれあい広場の一部に含み、来園者が集う憩いの場とする。 遺構保護や景観保全などに努める。
※未設定	三之丸ゾーン	D地区 （北土塁）	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査成果及び残存する土塁に倣った遺構表現を行う。 遺構保護や景観保全だけでなく、近隣住民への配慮などにも努める。 整備と並行して発掘調査を実施する。
調査・検討を要する区域		E地区 （三之丸御殿）	<ul style="list-style-type: none"> 第2期整備後も発掘調査を継続するため、広場造成のみとし、周囲に柵を設置することにより、立ち入りを制限する。 遺構保護や景観保全などに努める。 今後の発掘調査成果に基づいて、整備方法を検討する。
公園緑地整備区域（緑地・散策整備）		F地区 （西之丸）	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、発掘調査成果に基づいた遺構表現に努めるが、後世の改変により遺構等がほとんど残っていないため、絵図等に基づき当時の雰囲気を出す。 堀之内地区を一望できる眺望地とする。 遺構保護や景観保全などに努める。 整備と並行して発掘調査を実施する。
公園緑地整備区域（広場活用）		G地区 （会所・勘定所・侍屋敷）	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、発掘調査成果に基づいた遺構表現に努めるが、後世の改変により遺構等の残りが良くないため、絵図等に基づき、当時の雰囲気を出す。 来園者が集う憩いの場とするほか、一部に学習と観光の拠点（始点）となる施設を置く。 遺構保護や景観保全などに努める。
調査・検討を要する区域		H地区 （小普請所）	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、発掘調査成果に基づいた遺構表現に努めるが、後世の改変により遺構等がほとんど残っていないため、絵図等に基づき、当時の雰囲気を出す。 子供や家族連れなどが安心して利用できる憩いの場とする。 遺構保護や景観保全などに努める。
史跡整備区域		二之丸ゾーン （二之丸史跡庭園を市民の交流拠点として保全活用する区域）	I地区 （内堀 [西部]）
※各区域に附随	三之丸ゾーン	園路 （道路）	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査成果に基づいた遺構表現を行う。 第1期整備の延長として、基本的に道路遺構を表現した園路とする。 遺構保護や景観保全などに努める。

城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画 [概要版]

(1) 整備の基本理念

- ◇松山城跡の確実な保護と次世代への継承
- ◇松山城跡の本質的価値の積極的な公開・活用
- ◇市民をはじめ国民の文化的活動への寄与と保護意識の高揚

(2) 整備の基本方針

- ◇松山城跡の本質的な価値を保存・活用していけるよう、史跡に触れる機会を創出します。
- ◇松山城跡の本質的な価値が正しく認識されるよう、学術調査成果に基づき、これまでの整備と整合性の取れた整備を行います。
- ◇総合公園や歴史公園のほか、学校教育や生涯学習の場、観光資産、緊急避難所など多様な利用を図れる整備を行います。
- ◇松山城跡の景観の保全や眺望のほか、バリアフリーなどにも配慮し、安全で快適に利用できる整備を行います。

(3) 第2期整備の基本的な考え方

- ◇整備対象の時代は、第1期整備と同様「幕末」とし、当時の土地利用等に基づき地区区分し、発掘調査の成果や史料により整備方針を定めます。 ※詳細は下記の整備イメージ図のとおり
- ◇発掘調査が不十分な箇所は、追加調査を行い、改めて整備方法を検討します。
- ◇史跡と都市公園が調和した整備内容とします。

(4) 公開・活用及び管理・運営に関する計画

- ◇発掘調査・整備等の公開・活用
- ◇総合公園・歴史公園としての公開・活用
- ◇学習教育・生涯学習との連携による公開・活用
- ◇観光資産としての公開・活用

【整備イメージ図】

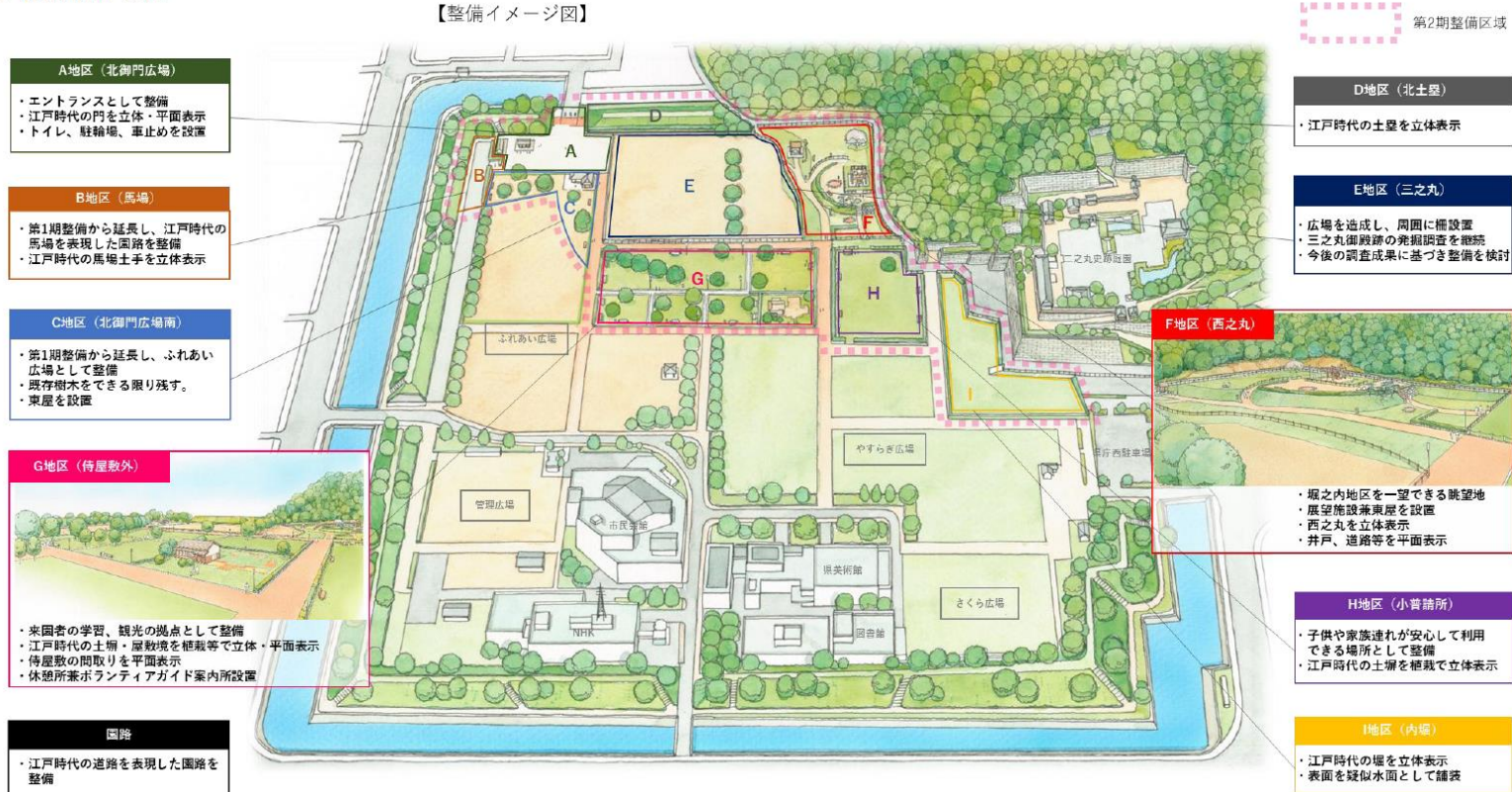


図 1-5 「城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画」概要版

③ 関連する個別計画

ア.松山市都市計画マスタープラン〔平成23（2011）年3月改定〕

松山市の都市計画に関する基本的な方針として策定した松山市都市計画マスタープランは、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針である。

松山城跡及び城山公園（堀之内地区）に関連するものとして、「地域固有の資源の保全・活用により活力のある地域づくりを進める」を挙げており、松山らしい景観形成と地域資源の活用を図ること、松山城跡を擁する城山一帯を「歴史文化拠点」とした歴史性に配慮したまちづくりを推進し、地域の個性を高めることを目標としている。また、城山公園は、中心市街地の貴重な公園スペースとして市民の憩いの場であり、さらに災害時の避難場所としても位置付けられており、今後も計画的に整備を図ることとしている。

イ.第2次松山市環境総合計画〔平成25（2013）年3月策定〕

第2次松山市環境総合計画は、松山市環境基本条例に掲げる基本理念及び施策の基本方針の実現に向けて策定し、『協働が築く自然と都市が調和するまち松山～緑の生える快適で“笑顔”広がるまちを目指して～』を将来像に、8つの基本目標を掲げている。

松山城跡に関連するものとしては、以下のとおりである。

基本目標	⑥歴史・文化と自然が調和したまち
基本施策	6-1 豊かな緑あふれるまちにしよう
施策の方向	<p>6-1-1 緑を育もう</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園内に四季が感じられるような緑環境を整備するとともに、レクリエーション機能や防災機能を充実させることで、住民ニーズに沿った、誰もが憩いと交流の場として利用できる公園整備を行います。 都市公園や地域の自然・歴史・文化資源など、緑の拠点を結ぶ回遊路を緑化し、緑のネットワークを形成します。 <p>6-1-2 緑豊かなまちなみを未来へつなごう</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的・文化的資源と一体となった樹林地、社寺林などは、松山独自の景観を形成する重要な緑地として、各種法制度を活用し、維持・保全を図ります。 市民や事業者と協働して公園や各種施設内の緑地、沿道や河川の街路樹や植栽、まちかどの緑などの適切な維持管理に努め、緑豊かな景観の保全を図ります。

ウ.松山市緑の基本計画〔平成25（2013）年6月改定〕

松山市の緑に関する総合的な計画として位置付けられる松山市緑の基本計画では、誇れる“たから”である緑を育み、活用し、また、新たな緑を創造するなど、誰もが生活の中で潤いと安らぎを実感できる緑のまちづくりを目指していくとしている。そして、5つの基本理念を定め、それらの理念を基に『誇れるたから』をみがき、こころが育む“みどりの舞台”を将来像としている。この将来像を実現するため、誇れるたからを5つのテーマに分類して活用方法を示し、具体的な取組を挙げている。

松山城跡に関連するものは、以下のとおりである。

基本理念	理念1 地域の“たから”を活かす
目指すべき方向性	松山市には、豊かな緑やそれらと一体となって地域の特色や魅力を高める歴史・文化的資源が数多く残っています。これらの、地域の“たから”を守り、みがき、活用することにより、住む人がゆとりやうるおい、安らぎを感じ、誇りを持てるまちづくりを進めます。

緑のテーマ	①都市の骨格を形成する緑を守る
活用方法	城山公園（堀之内地区）や、松山総合公園、松山中央公園、石手川・重信川緑地、久万ノ台緑地などの大規模な公園や緑地については、まちなかの緑の拠点として、積極的に整備や再整備を推進するとともに、適切な維持・管理を行います。

基本施策	取組1 みどりの創造～緑にあふれ、心が和むまちづくり～	
主な取り組み	①都市公園等の整備	
	整備目標	地域性や利用ニーズに対応しながら公園の質的向上を目指します
	整備方針	城山公園や松山総合公園など、緑の拠点として市民の多様なニーズに対応できる都市公園については、整備を促進するとともに、適切な維持管理や保全を図ります。また、広域的なレクリエーションニーズに対応できる公園について、山地や河川、景勝地など豊かな自然環境を活用する形での整備を検討します。

エ.松山市景観計画〔令和3（2021）年4月改定〕

松山市景観計画は、景観法の規定に基づき、市民・事業者・市が協力して、数多くの貴重な歴史的・文化的資源と山と海に囲まれた豊かな自然が醸し出す松山らしい景観を次世代に継承し、市民のひとりひとりが親しみ・愛着・誇りを感じる魅力あるまちの実現を目指している。

松山城跡に関連するものとしては、松山城跡周辺を「中心地区景観計画区域」に指定するとともに、「市役所前榎町通り」、「二番町通り」及び「ロープウェー街」を「景観形成重点地区」に指定し、良好な景観形成のために必要な方針や基準などを定めている。また、松山城跡を望める数少ないビューポイントである「永木橋」からの眺望を「眺望保全区域」として指定し、保全に必要な方針や基準などを定めている。

オ.第4次まつやま教育プラン21〔平成31（2019）年2月策定〕

第4次まつやま教育プラン21は、今後松山市が目指すべき教育行政の目標や基本方針などの実現を目指すために策定され、『生きる喜びが実感できる人づくり』を目標に掲げ、3つの基本方針を挙げている。

松山城跡に関連するものは、以下のとおりである。

基本方針1	生涯を通して学び、活躍できる環境の整備
施策方針	(3) 地域に根差した文化・芸術の振興
施策	<p>① 文化財の適切な保護による次世代への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・保護を行うとともに、文化財保護法に基づく文化財の総合的な計画として文化財保存活用地域計画の策定を進めます。 重要遺跡の発掘調査や埋蔵文化財包蔵地の見直しを行うとともに、文化財めぐりや文化財の公開等を通じて、広く周知・啓発に努めます。

カ.えひめ文化財防災マニュアル2018〔平成31（2019）年2月策定〕

えひめ文化財防災マニュアル2018は、文化財の所有者又は管理者をはじめ、国、地方公共団体や関係機関が連携・協力して、かけがえのない国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ確実に継承するための愛媛県教育委員会が策定した手引きである。指定・未指定を含めた松山市に所在する全ての文化財を保護の対象とし、特に災害発生時の対策等について述べている。

松山城跡及び城山公園（堀之内地区）に関連するものは、以下のとおりである。

災害等	関係者	対策
風水害等	所有者等	<ul style="list-style-type: none"> 不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。 不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損・焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
地震・津波 災害時	所有者等	<ul style="list-style-type: none"> 不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。 不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
火災・盗難 等被害時	所有者等	<p>ア 火災時</p> <p>不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。</p>

(2) 関係法令

松山城跡は、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、都市公園法、都市計画法、森林法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の多くの法令により規制・保護されている。以下に松山城跡に関する法令を紹介する。

① 文化財保護法〔昭和25（1950）年5月30日 法律第214号〕

ア.国指定史跡「松山城跡」〔昭和27（1952）年3月29日指定〕

松山城跡は、文化財保護法第109条の規定により、史跡に指定されている（図1-6）。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。

イ.周知の埋蔵文化財包蔵地「松山城跡」〔平成22（2010）年修正〕

松山城跡一帯は、文化財保護法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地となっている（図1-6）。

② 愛媛県文化財保護条例〔昭和32（1957）年4月29日 条例第11号〕

史跡指定地内の山林は、愛媛県文化財保護条例第37条の規定により、愛媛県天然記念物「松山城山樹叢」（昭和24（1949）年9月17日指定）に指定されている（図1-6）。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、愛媛県教育委員会の許可を受ける必要がある。

③ 都市公園法〔昭和31（1956）年4月20日 法律第79号〕

52.1haが都市公園（総合公園）「城山公園」として開設されている（図1-7）。公園内で占用等を行う場合には、都市公園法の規定による必要がある。また、同様に松山市都市公園条例の規定が適用される。

④ 都市計画法〔昭和43（1968）年6月15日 法律第100号〕

ア.都市計画区域〔昭和46（1971）年12月20日〕

史跡の全域が松山広域都市計画の市街化区域となっている。

イ.用途地域〔昭和48（1973）年12月25日〕

史跡の一部が都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域（近隣商業地域、商業地域）となっている（図1-7）。建築基準法等の規定により、建物の用途や形態などが制限される。

ウ.風致地区〔城山風致地区：昭和53（1978）年4月21日〕

史跡の一部（42.0ha）が都市計画法第8条第1項第7号の規定による風致地区となっている（図1-7）。風致地区は、良好な自然環境を有する樹林地や丘陵地などの伐採等が制限されることとなり、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は「松山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく許可が必要になる。

エ.防火地区

史跡の一部が都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地区となっている。防火地域では、建築基準法の制限が適用され、一定の規模以上の建築物は、耐火構造物にすること等の制限がある。

オ.都市計画公園〔計画決定（変更）：令和3（2020）年3月10日、面積61.4ha〕

史跡とほぼ重複する区域が「城山公園」（都市計画施設）として都市計画の決定が行われている。

計画決定面積61.4haの内、52.1haが公園として開設されている（図1-7）。未開設の区域は、都市計画法第53条の規定により、建築物の建築をしようとする者は愛媛県知事の許可が必要となる。

⑤ 森林法〔昭和26（1951）年6月26日法律第249号〕

勝山の山林は、「森林法」第5条第1項に規定する地域森林計画（今治松山地域森林計画）の対象となっている（図1-8）。区域内の立木を伐採するときには、同法第10条の8の規定により、あらかじめ農林水産省の定める手続に従い、松山市長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する必要がある。

⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律〔平成14（2002）年7月12日法律第88号〕

史跡指定区域のほぼ全域（面積約62ha）が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条に規定する鳥獣保護区に指定されている（図1-8）。区域内での鳥獣の捕獲が禁止されているほか、同法第28条の2の規定による鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業ができる区域となっている。

⑦ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〔昭和44（1969）年7月1日法律第57号〕

山林地区の北側山麓は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項の規定による「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている（図1-9）。区域内で、切土や盛土、立木の伐採など、同法第7条第1項に規定する行為を行う場合には、愛媛県知事の許可が必要となる。

⑧ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律〔平成12（2000）年5月8日法律第57号〕

勝山の北側及び南側山麓は、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項に規定する「土砂災害警戒区域」に指定されている。また、その一部は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物構造の規制をすべき土地の区域として、同法第9条第1項に規定する「土砂災害特別警戒区域」に指定されている（図1-9）。

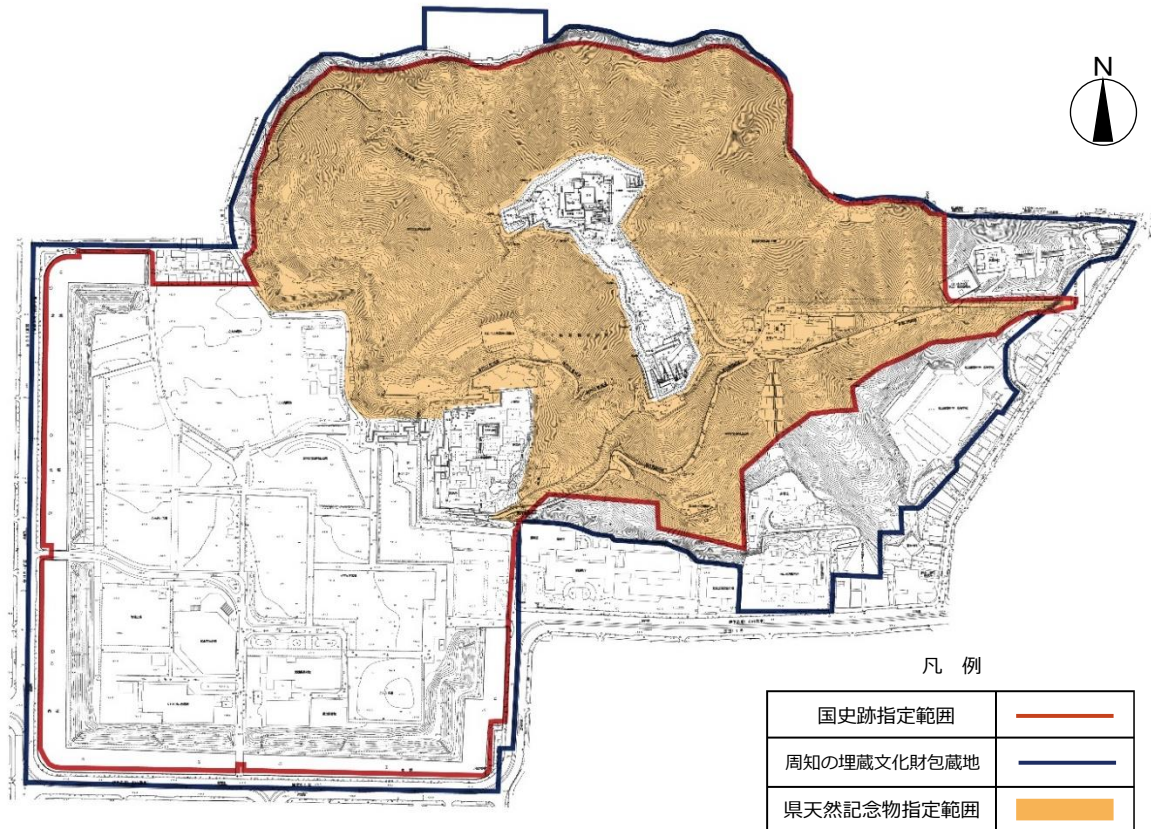


図 1-6 国史跡指定範囲、周知の埋蔵文化財包蔵地、県天然記念物指定範囲

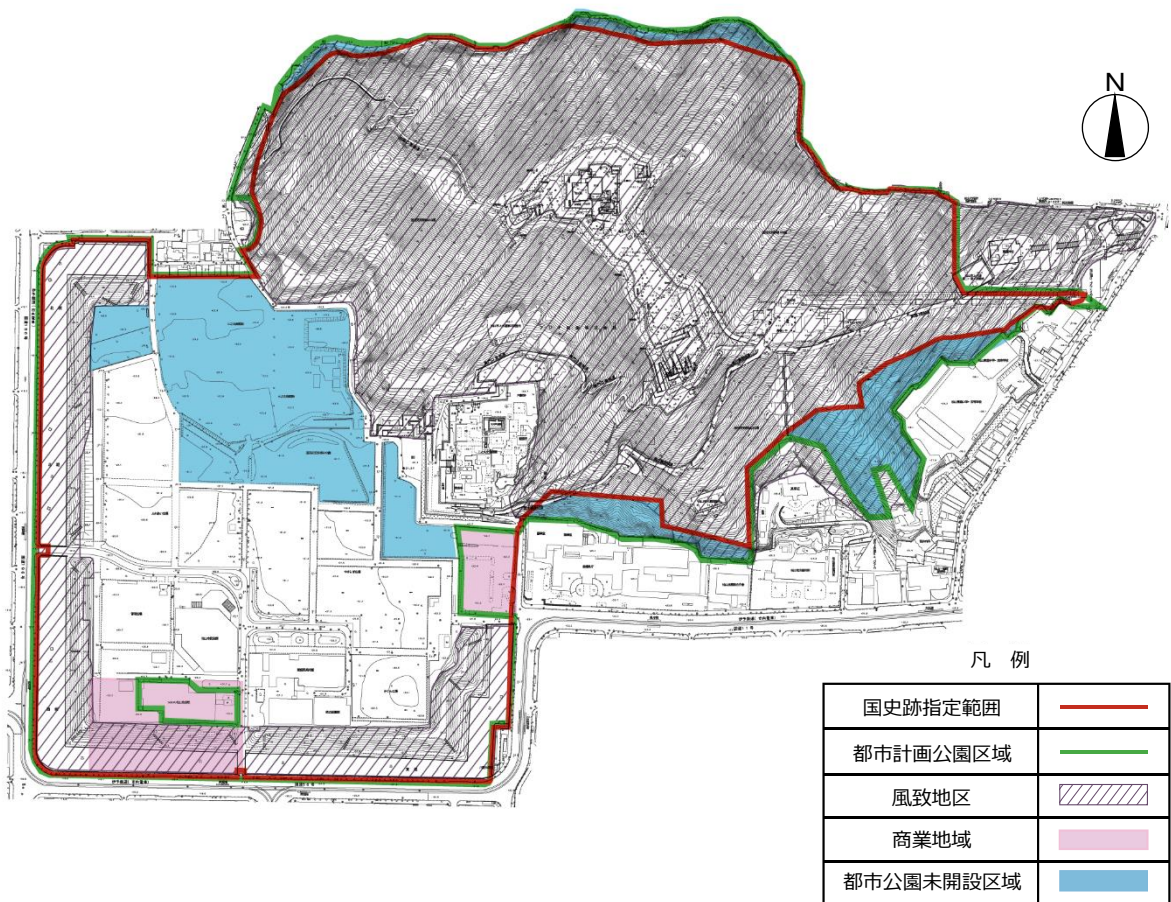


図 1-7 都市計画公園区域、風致地区、商業地域、都市公園未開設区域

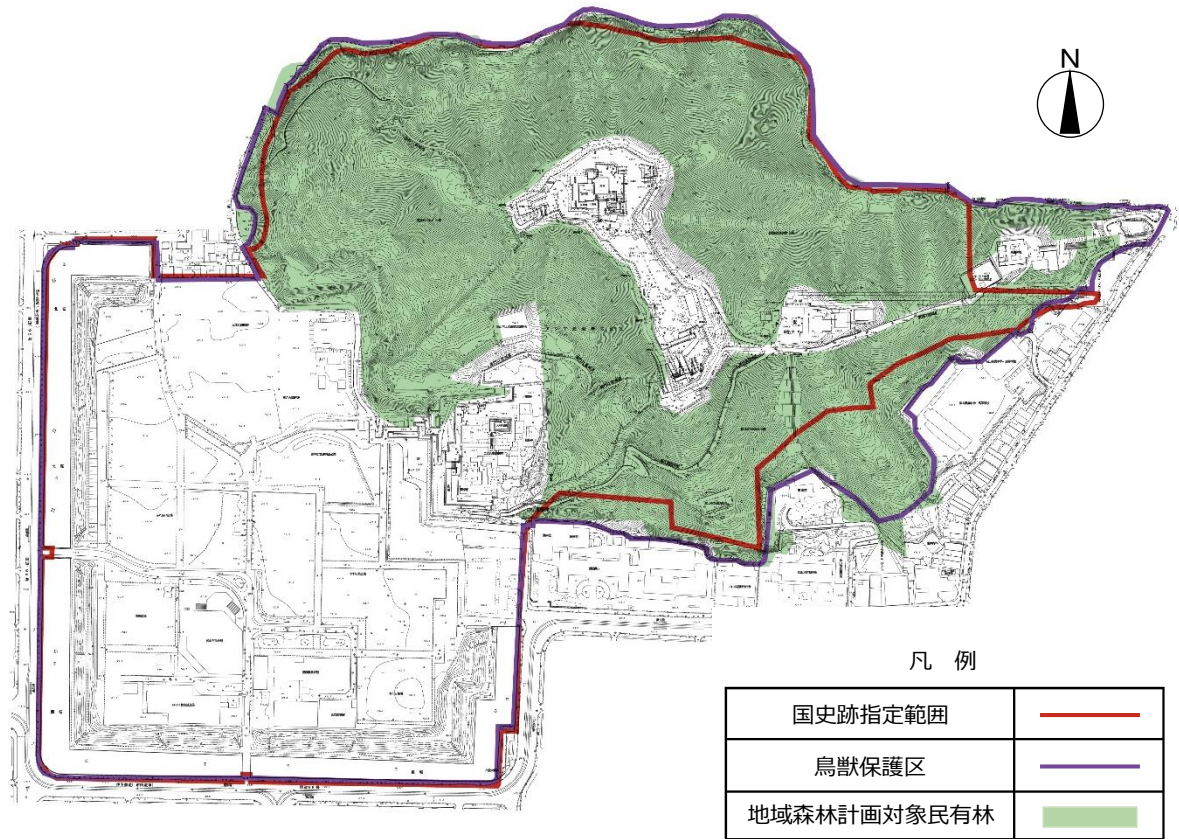


図 1-8 鳥獣保護区、地域森林計画対象民有林

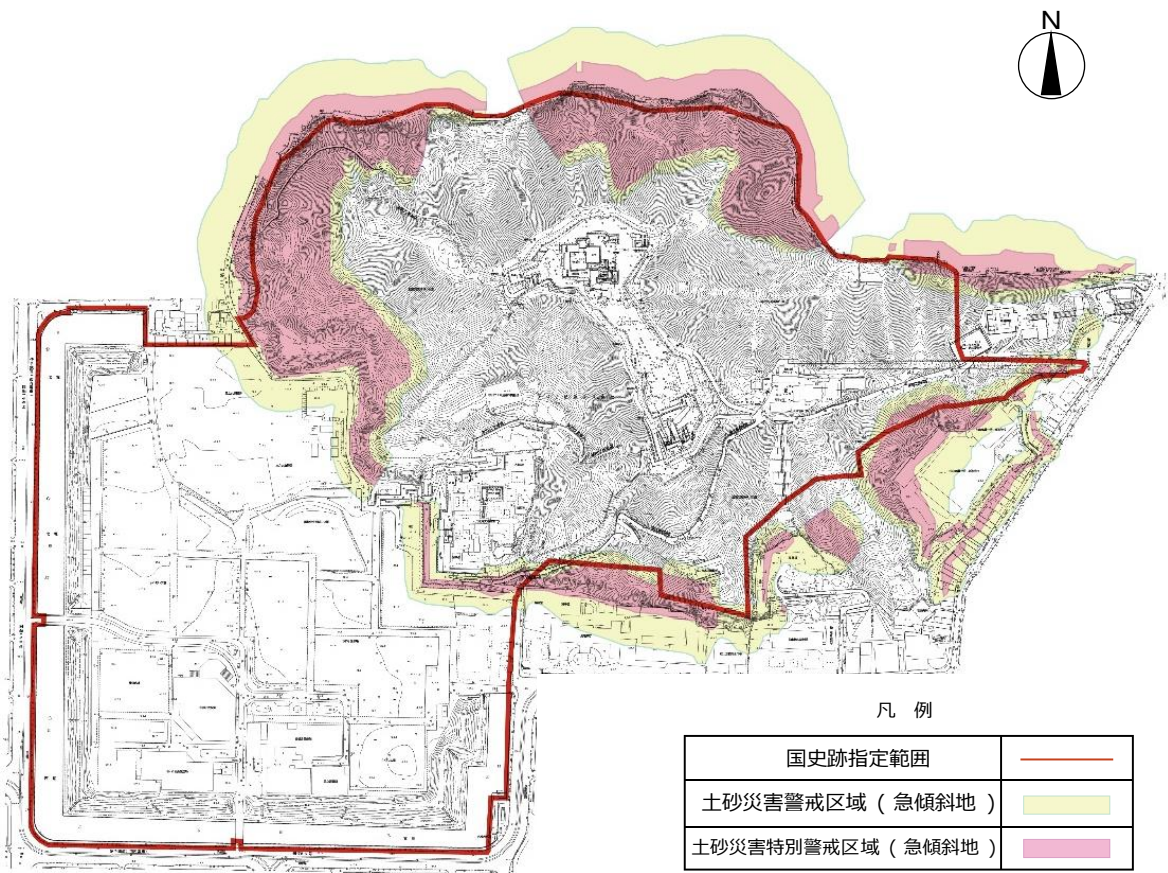


図 1-9 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

第2章 松山城跡の概要

第1節 松山城の沿革と構造

(1) 沿革

松山城の築城は、関ヶ原の戦いの功により20万石の大名となった加藤嘉明が、慶長7(1602)年1月に起工したことに始まる。築城の理由は、嘉明がそれまで居城としていた松前城(伊予郡松前町)が伊予灘に面した海城で、波風の影響を受け易くかつ狭いため、地理的に領土支配に適さなかったからといわれる。なお、この時期、城を移すには徳川家康の許可が必要であったが、嘉明は、家康が第2候補地を選ぶ傾向を鑑み、「勝山」とともに伊予三山として名高い平野南部の「天山」と勝山の北にある「御幸寺山」を候補地として挙げ、希望の「勝山」を敢えて第2候補地として申請し、思惑通り「勝山」が選ばれたとの逸話が残る。

工事は、先ず勝山の南を流れる湯山川ほか河川の改修が行われた。湯山川は流路が一定しない暴れ川であったといわれ、平坦地の造成と完成後の城下町を洪水から守るためには治水を行う必要があった。そこで、岩堰(松山市石手)の岩盤を切り開いて導水し、下流まで堅固な堤防を築きながら新たな流路(石手川)を開削して伊予川(重信川)に合流させるという大掛かりな工事が行われた。

築城は、本丸から二之丸、三之丸へと順に進められた。本丸と二之丸が造られた勝山は、室町時代(南北朝期)には「味酒山」と呼ばれ、既に城または砦が存在したとみられ、築城直前には勝山三島大明神(阿沼美神社の前身)が鎮座していたといわれる。また、石垣や櫓は、湯築城と松前城(松山市道後)からの転用と伝わるが、現在、湯築城からの転用を示すものは無い。一方、松前城から移築したと伝わる松山城筒井門(焼失、現在再建)の棟木裏には、「慶長七〇〇年四月マサキヨリウツス也」の墨書があったとされ、伊予郡松前町には、現在も「筒井」という地名が残ることから、同城からの移築の可能性は高いとみられる。なお、「松山」という地名は、慶長8(1603)年に嘉明が松前から居を移した際に付けられたと伝わる。

城の完成には、嘉明に替わって寛永4(1627)年に出羽上山から入封した蒲生忠知(家康の外孫)が二之丸(御殿)を竣工するまで、約四半世紀を要した(※1)。その後、忠知が寛永11(1634)年の参勤交代中に京都で急死したため、蒲生家は断絶となったが、大洲藩主の加藤泰興らの在番ののち、翌12(1635)年に久松松平氏の松平定行(家康の異父弟の子)が伊勢桑名から入封した。定行は、寛永16(1639)年に幕府の許可を得て、同19(1642)年までに天守や石垣などの大規模な改修を行った。なお、この際に天守が五重から三重に改築されたと伝わるが、この記事が初出する『予陽郡郷俚診集』の編纂は、改築から約70年後のことであり、やや信憑性に乏しい。

貞享4(1647)年には、松平定直(松平氏4代)が三之丸に御殿を新設したことから、以降、政務の中心は三之丸御殿に移り、二之丸御殿は主に世子の住居となった。また、天明4(1784)年に落雷により天守が焼失したため、松平定国(松平氏10代)が同年中に幕府に再建の許可を得たが、財政事情により取り掛かれず、その後、松平定通(松平氏11代)が文政3(1820)年に工事着手したものの、定通の逝去や作事所の焼失などで頓挫した。しかし、弘化4(1847)年に松平定毅(のち勝善、松平氏12代)があらためて工事を再開し、嘉永5(1852)年について再建を完了した。現存する天守では最も新しい天守である。

※1 武家諸法度の制約により、工事が延期・長期となった可能性がある。

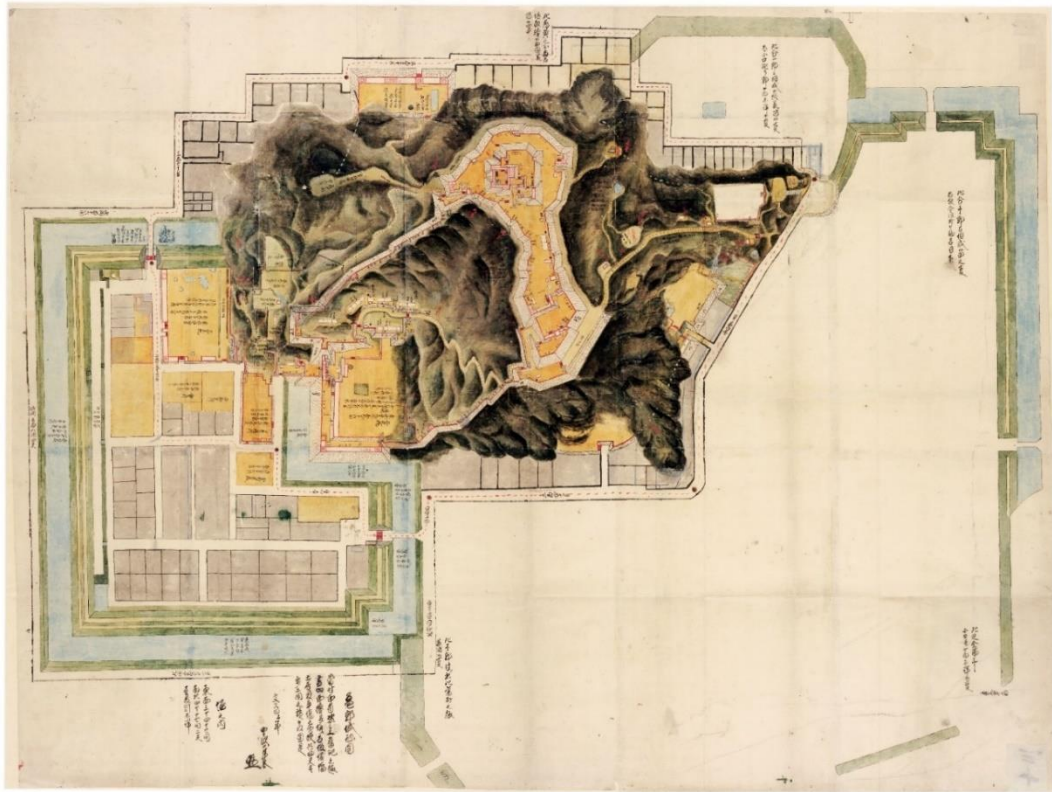


図 2-1 「亀郭城秘図」(伊予史談会蔵)に描かれた幕末の松山城

明治元(1868)年、戊辰戦争で旧幕府方であった伊予松山藩は新政府側に恭順し、松山城は土佐藩(新政府)預かりとなった。明治3(1870)年、前年に松山藩庁となっていた三之丸御殿が焼失したことから、二之丸御殿が藩庁として代用され、廃藩置県後も松山県庁、続けて石鐵県庁として利用されたが、これも明治5(1872)年に焼失した。明治6(1873)年、存城廃城令で松山城は廃城対象となったことから、愛媛県誕生に伴って三之丸跡(小普請所跡)に県庁が置かれ、翌年、本丸跡は愛媛県によって「松山公園(聚樂園)」として開園された。しかし、明治10(1877)年に三之丸跡が陸軍省へ売却され、二之丸跡も同省へ譲渡後、明治18(1885)年に衛戍病院(陸軍病院)が設けられた。さらに翌年、本丸跡も陸軍省の所管となり松山公園(聚樂園)は廃園、三之丸跡には歩兵第22聯隊司令部が置かれ、城域ほぼ全体が陸軍省の所管となった。

それから約四半世紀後の明治43(1910)年、市民の声をを受けて本丸跡は松山市により再び「松山公園」として開園され、また、大正12(1923)年には、天守や本丸跡、堀などの払い下げを受けた久松定謨(旧藩主松平定昭の養嗣子)から同地が管理費付きで寄付された。しかし、昭和8(1933)年、放火によって小天守等建造物9棟が焼失し、これを機に昭和10(1935)年に国宝保存法により国宝(旧国宝)の指定を受けた天守等35棟の建造物のうち天神櫓等11棟も昭和20(1945)年の米軍の空襲によって焼失した。

第二次世界大戦終戦後は、昭和23(1948)年から野球場をはじめとするスポーツ施設等の建設が堀之内(三之丸跡・西之丸跡)で始めるとともに、城域ほぼ全体が、特別都市計画公園「城山公園」として計画決定を受け、昭和31(1956)年には、都市公園法により都市公園として開設された。一方、昭和24(1949)年に再び放火によって本丸跡の筒井門等3棟が焼失し、さらに内堀が埋め立てられるなど、文化財が失われつつあったが、山林が愛媛県の天然記念物「松

山城山樹叢」の指定を受け、翌年には文化財保護法により天守等 21 棟の現存建造物が国の重要文化財に指定され、さらに昭和 27（1952）年に城域の大部分が国の史跡に指定された。

文化財指定後は、昭和 33（1958）年から平成 2（1990）年にかけて本丸跡の約 30 棟の建造物が主に木造で復元され、このうち、復元後 50 年を経た小天守等 9 棟と筒井門等 3 棟がそれぞれ令和元（2019）年と令和 3（2021）年に国の登録有形文化財（建造物）となった。また、二之丸跡は、国立病院、中学校として利用された後、平成 4（1992）年に松山城二之丸史跡庭園として開園された。堀之内（三之丸跡及び西之丸跡）は、文化・スポーツ施設等が設置された後に移転され、平成 22（2010）年に城山公園（堀之内地区）第 1 期整備が行われ、緑地広場となった。



図 2-2 明治時代初期の「本丸跡」 松山市立子規記念博物館蔵



図 2-3 大正時代の「陸軍兵営（三之丸跡）」 愛媛県歴史文化博物館蔵

第2章 松山城跡の概要

表 2-1 松山城関係年表

元号	西暦	松山城跡に関係する出来事	全国的な出来事
縄文後期	前2000頃	勝山東部(東雲神社遺跡)で土器を使用した生活が営まれる	列島寒冷化
弥生後期～古墳前期	1～4世紀	勝山西麓(若草町遺跡)で住居が営まれる。 墓が造られ、有力者に威信材として鏡が副葬される。	卑弥呼、親魏倭王の称号を受ける。
古墳後期	6世紀	勝山に古墳が造られる。	仏教が伝わる。
奈良～鎌倉	8～13世紀	勝山の南麓(番町遺跡)周辺で生活が営まれる。	
文和元	1352	足利義詮、味酒山から湯並城などへ籠った凶徒の討伐を河野通盛に命令する	半済令発布
慶長7	1602	加藤嘉明、勝山に築城を開始。湯山川の改修、城下町の建設に着手する。	
寛永4	1627	嘉明、会津若松に移封となり、蒲生忠知が出羽上山から松山に移封される。 この頃、二之丸を含む松山城の普請が終了する。	
寛永12	1635	松平定行が伊勢桑名から松山(15万石)に移封される。	参勤交代制確立
寛永19	1642	天守等の普請(改築)が完成。天守が黒腰付の三重天守となる。	寛永の大飢饉
寛文元	1661	三之丸に杉馬場ができる。	
貞享4	1687	三之丸に御殿ができる。	
享保14	1729	三之丸の両御門櫓が黒塗りになる。	
天明4	1784	雷火により、天守が焼失。	
天保9	1838	本丸の作事場が消失する。	
天保12	1841	三之丸の小普請所が焼失する。	天保の改革開始
嘉永5	1852	本壇再建が完了する。	
明治元	1868	城地を土佐藩が受け取り、土地人民ともに土佐藩預かりとなる。	戊辰戦争、五箇条の御誓文
明治2	1869	元三之丸御殿に松山藩庁が開庁する。	東京遷都。版籍奉還
明治3	1870	松山藩庁が焼失したため、藩庁を二之丸へ移す。	
明治4	1871	廃藩置県により、松山藩が松山県となる。	日清修好条規締結
明治5	1872	松山県が石川県に改称され、二之丸跡の石川県庁が焼失する。	田畑永代売買の解禁、学制公布、太陽暦採用
明治6	1873	存城廃城令により廃城となり、大蔵省所管となる。	徴兵令、地租改正条例制定
明治7	1874	本丸跡が「松山公園(聚楽園)」として開園される。	民選議員設立建白
明治10	1877	二之丸と三之丸が陸軍省の所管となる。	西南戦争
明治18	1885	二之丸跡に衛戍病院が設けられる。	天津条約締結、内閣制度発足
明治19	1886	本丸跡が陸軍省の所管となり、「松山公園(聚楽園)」が開園となる。	
明治43	1910	本丸跡が再び「松山公園」となる。	
大正12	1923	久松定謨、松山城の払下げを受け、管理費4万円とともに松山市に寄付する。	関東大震災
昭和8	1933	放火により、小天守など9棟の建造物が焼失する。	国際連盟脱退
昭和10	1935	国宝保存法により、天守など35棟の建造物が国宝に指定される。	
昭和20	1945	空襲により、天神櫓など11棟の建造物が焼失する。 第二次世界大戦が終結し、進駐軍が三之丸跡の兵営で駐屯を開始。 二之丸跡に国立松山病院ができる。	東京大空襲 ポツダム宣言受諾
昭和23	1948	三之丸跡にスポーツ施設の建設が始まる。 本丸跡、三之丸跡及び山林が特別都市計画公園「城山公園」として決定を受ける。	
昭和24	1949	放火により、筒井門など3棟の建造物が焼失する。 内堀が埋め立てられる。 城山の山林の一部が県の天然記念物に指定される。	法隆寺壁画焼損
昭和25	1950	文化財保護法により、天守など21棟の建造物が重要文化財に指定される。	文化財保護法制定
昭和26	1951	二之丸跡に城東中学校ができる。	サンフランシスコ平和条約批准
昭和27	1952	松山城跡が国の史跡に指定される。	
昭和28	1953	堀之内(三之丸跡・西之丸跡)で第8回国民体育大会が開催される。	
昭和31	1956	城山公園が都市公園となる。	日ソ共同宣言批准
平成4	1992	二之丸史跡庭園の整備が完了する。	PKO協力法成立
平成22	2010	城山公園(堀之内地区)第1期整備が完了する。	
令和元	2019	小天守等9棟が国の登録文化財となる。	
令和3	2021	筒井門等3棟が国の登録文化財となる。	東京オリンピック開催

(2)構造（縄張り）

松山城は、松山平野の分離独立丘陵、勝山を主体として築かれた近世城郭である。立地による分類では平山城として知られるが、本丸と二之丸が山城として独立し、本丸と三之丸との比高差が約120mあることから、山城と平城の連結と捉えることもできる。

縄張りは、連郭式を基本に周囲山麓に出郭が配されるもので、主な郭は、山頂の天守曲輪（本壇）と南北二峰であった山頂を削平して谷間を埋めて造成されたといわれる本丸、南西山麓の二之丸及び南西平地の三之丸のほか、山麓四方の東郭、北郭、西之丸及び現在萬翠荘のある南東の郭（妙住院屋敷／妙寿院屋敷／明神屋敷）である。その他の郭としては、現在ロープウェイの発着場となっている長者ヶ平や東雲神社、本丸北部の北西及び北東尾根の郭、二之丸北の尾谷郭（仮）などがあり、山中にも小規模な郭が存在する。また、本丸と二之丸は、国内最長とされる登り石垣（豎石垣）により南北端が連結、一体化され、尾谷郭（仮）はこれにより囲われる。二之丸と三之丸の間には内堀が掘られ、三之丸の周囲には土塁と外堀が巡る。さらに城下町の北東から東にかけては、惣構を企図したとみられる土塁（砂土手）と堀（念斎堀）が築かれた。

本丸には天守と櫓、二之丸には御殿と櫓、三之丸には御殿と役所、侍屋敷が置かれ、北郭、東郭及び西之丸には重臣の屋敷が置かれた（後年、北郭は番郭、西之丸は井戸郭及び山里郭となった）。

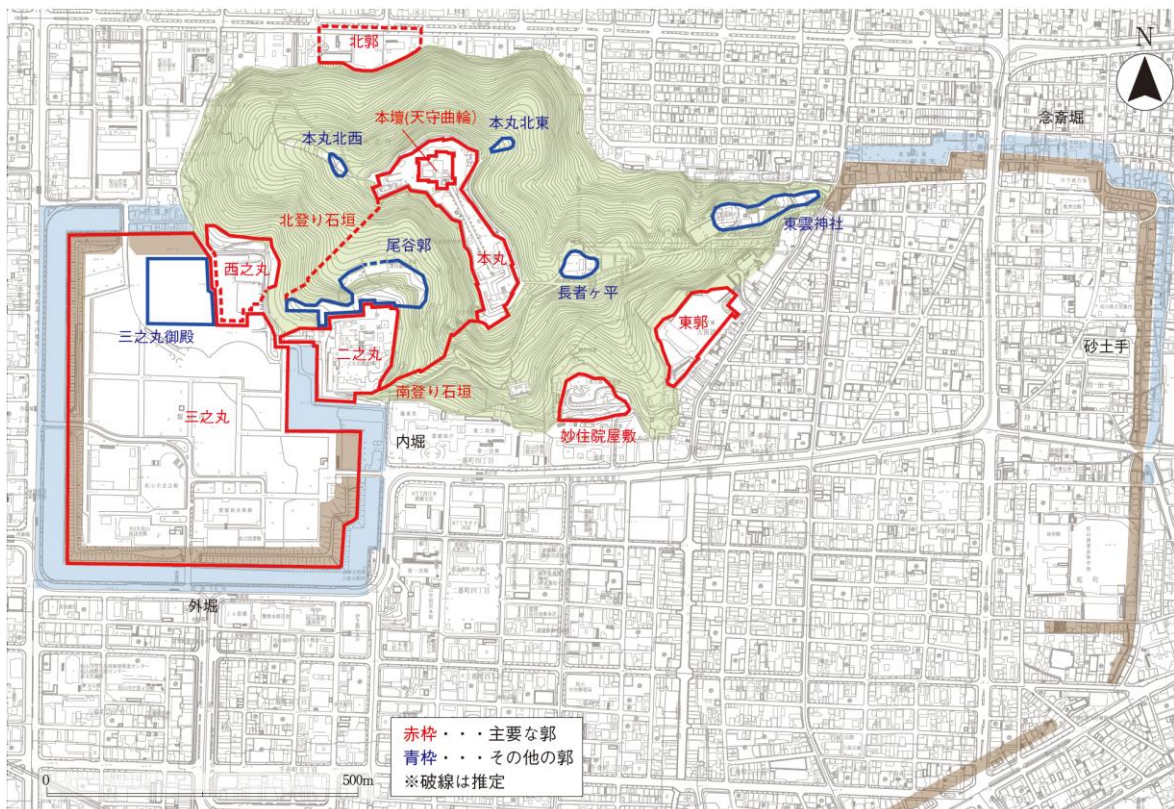


図 2-4 松山城の縄張り

松山城跡の自然環境

(3) 立地

松山城跡の所在する松山市は、愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置しており、東は西日本の最高峰石鎚山のある四国山地を背景とし、西は波静かな瀬戸内海に面している。市域は、高縄山系の南西裾に広がる北条平野と松山平野を主として、北は今治市、南は伊予郡松前町、砥部町及び上浮穴郡久万高原町、東は東温市、西は山口県大島郡周防大島町に接し、面積は約429.40 km²である。

松山城跡は、松山市役所の北に位置する標高132mの独立丘陵、勝山を中心に所在している。天守は勝山山頂に位置しており、松山市のシンボルとして市民に親しまれている。

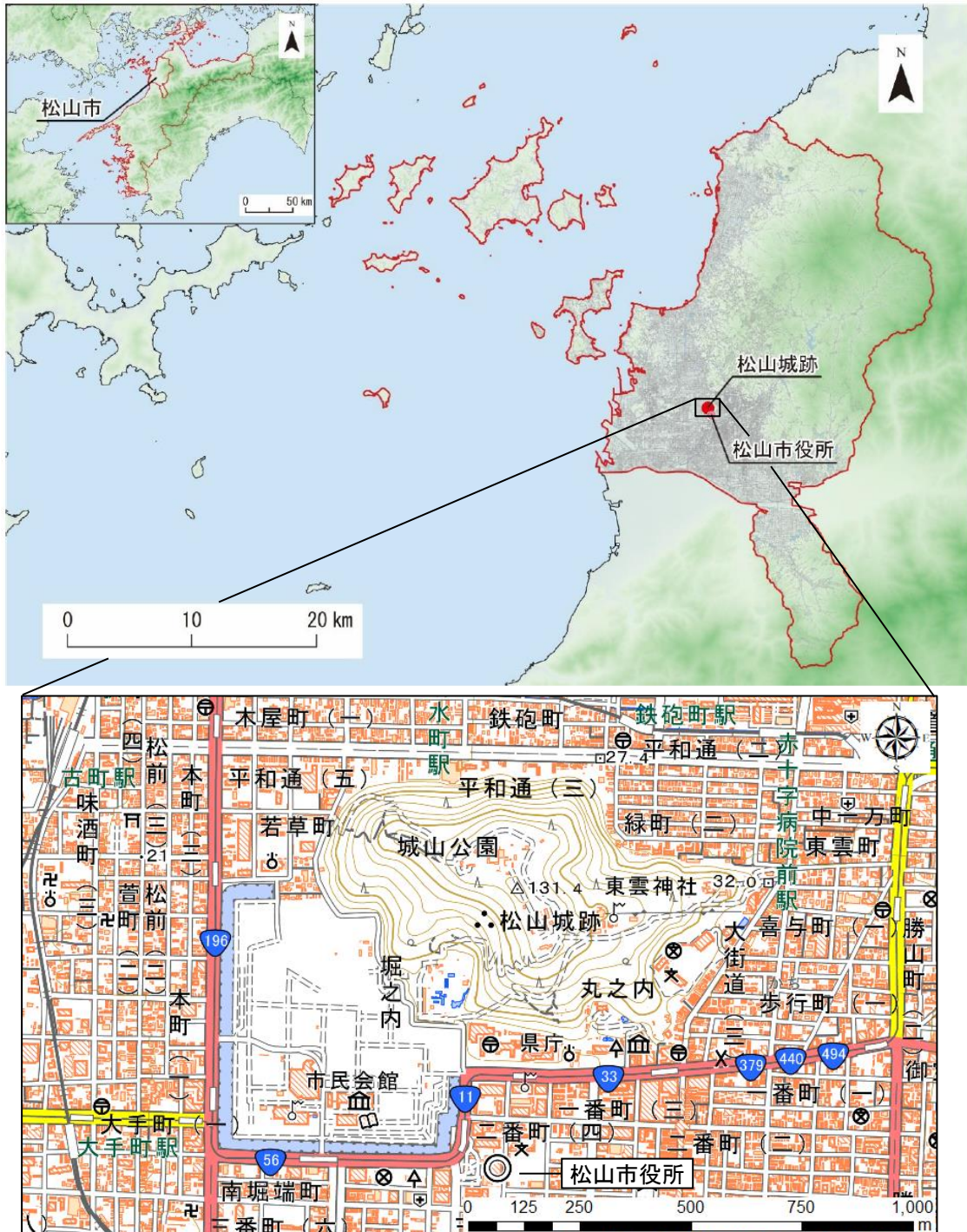
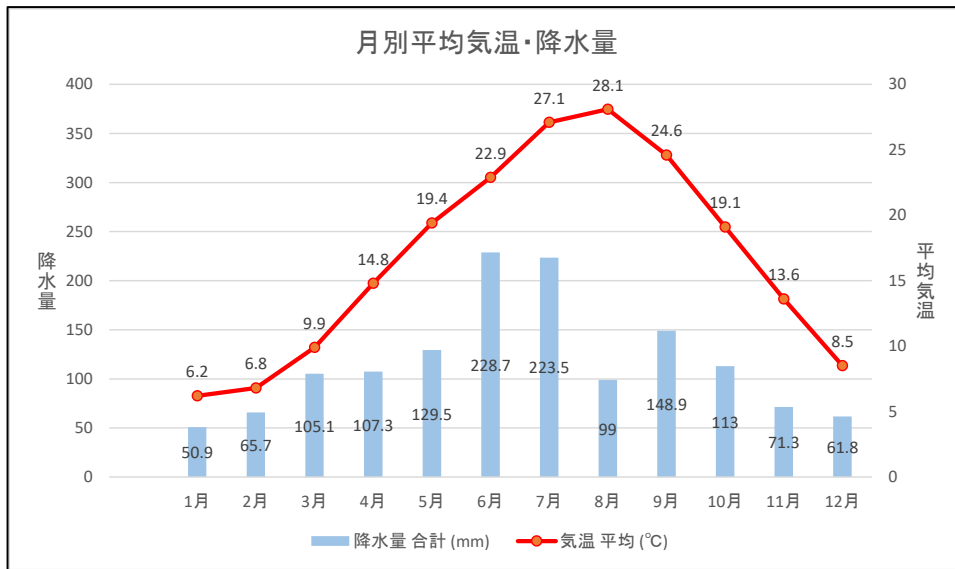


図 2-5 松山城跡の位置図

(4) 気候

松山市の気候は温暖な瀬戸内海気候で、年平均気温 16.8 度、年間降水量は約 1400mm、6 月に雨が多く 12～1 月に少ない夏雨型である。積雪もごく少量であり、また、台風の通過も太平洋側の高知県や徳島県に比べれば少なく、穏やかで恵まれた気候条件にある。特に年間降水量は、全国平均の 1700 mm 程度と比べて少なく、平成 21(2009)年には少雨によって地下水の水位が史上最低を記録するなど渇水が深刻化している (図 2-6)。

一方、平成 22 (2010) 年以降、記録的な集中豪雨により勝山の各所で斜面崩壊が起こっており、特に平成 22 (2010) 年 7 月には、夏目漱石と正岡子規が一時期共に過ごした「愚陀佛庵」の復元建物が全壊し、平成 30 (2018) 年及び令和 2 (2020) 年には、古町口登城道の一部が土砂に埋もれ、長期間使用中止となるなど、被害が深刻化している (図 2-7)。



出典：気象庁 (1991～2020 年の平年値)

図 2-6 松山市の雨温図

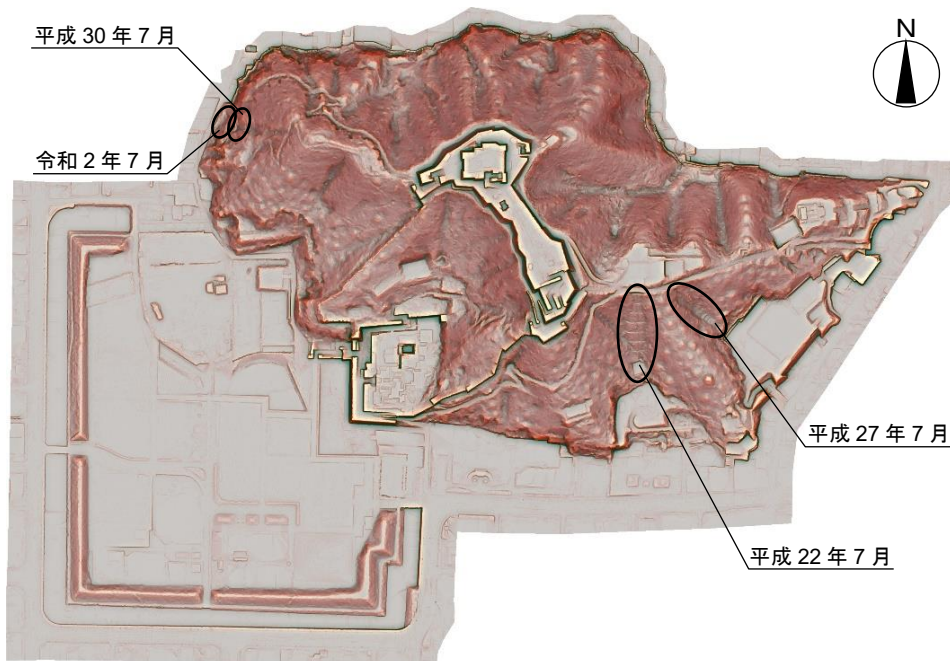


図 2-7 近年の集中豪雨による勝山の斜面崩壊地

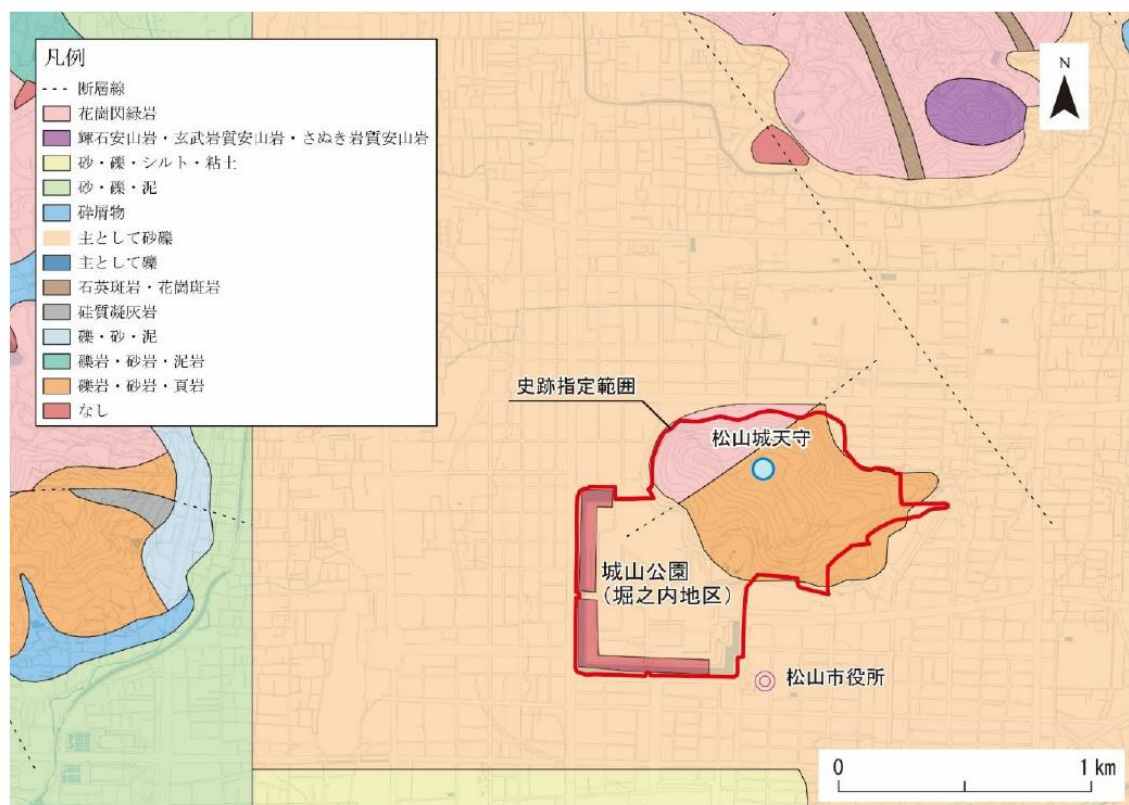
また、昭和 50（1975）年頃から、市内中心街の急速な都市化に伴い、ヒートアイランド現象も報告されている。温暖化の進行度合いは、人口 50 万都市としては全国でも上位に位置し、温暖化の指標である熱帯夜の日数は、戦後右上がりですり昇を続けているが、勝山から拡散する冷気によって抑制されているとみられる。

(5) 地形・地質

松山市の位置する高縄半島の南西部に展開する松山平野は、完新世(沖積世)期に高縄山系に源を発する重信川と石手川及びこの 2 つの河川に流入する小河川群により形成された扇状地性の沖積平野である。

また松山平野は、四国を東西に走る中央構造線の北側に位置し、基盤地質は主に花崗岩類・和泉層群により構成されるが、その他にも多くの地層や岩石が分布している。

松山城跡の所在する勝山は、扇状地端部の分離独立丘陵で、丘陵北半分は花崗閃緑岩、同南半分は礫岩層や砂岩層、泥岩層などの上部白亜系和泉層群より成っている。



出典：5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査（表層地質図）

図 2-8 松山城跡周辺の地質分布図

(6) 植生

『松山城山の植物』（松山市教育委員会,1973）によると、史跡松山城跡の山林にはシダ植物と種子植物で合計 554 種の植物の生育が確認されている。そのうち、栽培種や帰化植物を除くと自然分布の植物は 415 種と記載されている。

山林の主要な樹木は、ツブラジイ（コジイ）やモチノキ、アラカシ、カクレミノ、ナナミノキ、クスノキなどの常緑広葉樹、アベマキ、コナラ、イヌシデなどの落葉広葉樹、アカマツなどの針葉樹で構成され、主な植生は温暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）となっている。

一方、城山公園（堀之内地区）では、イチョウやカイツカイブキ、ヒマラヤスギ、スギなどの針葉樹、クスノキやツブラジイ、チシャノキなどの常緑広葉樹、サクラやケヤキ、ポプラなどの落葉広葉樹が植栽されている。また、土塁には、クロマツやクスノキ、エノキ、サクラ等の高木類が生育している。詳細は、第3章第2節に記した。

(7) 生物多様性

前述のとおり、史跡松山城跡の山林にはシダ植物と種子植物で合計 554 種の多くの植物の生育が確認されており、これらの植物のほか、表 2-に示すように動物は鳥類、両生類、昆虫類、クモガタ類から 16 種、高等植物は 5 種の絶滅の恐れのある野生生物種が確認されている。

『松山城山植生調査計画策定業務委託報告書』（松山市，2018）では土壌動物に関する調査が行われている。土壌動物は環境変化の影響を受けやすく、現在の環境がどれだけ健全な状態に近いかを評価するための指標生物としても用いられている（日本自然保護協会 1985）。本調査の結果、城山公園内の森林は、樹種構成や森林の履歴が場所ごとに異なり、その場所ごとに土壌動物の構成や個体数にも違いがみられ、土壌動物にとって多様な環境が存在することが報告されている。

また、上記の報告書では遺伝的多様性の観点から見た勝山の存在意義が考察されている。遺伝的多様性の観点から見た場合、勝山の樹木個体群は安定的であるとは言えず、積極的な人為的干渉及び持続的な管理の必要性が指摘されており、近年の報告では、管理具体的には多くの高木種の次世代を担う実生の発生が十分ではないようであることから、繁殖に関与する遺伝子変異を維持するために実生苗の補植の必要性が指摘されている。

表 2-2 史跡松山城跡における絶滅危惧種一覧

分類群	種名	生息地	絶滅のおそれのある種のカテゴリ区分		
			松山市	環境省	
鳥類	ササゴイ	堀之内	準絶滅危惧	指定なし	
	ハイタカ	堀之内	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
		城山公園			
	アオバズク	城山	準絶滅危惧	指定なし	
サンショウクイ	城山	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 II 類		
両生類	ニホンヒキガエル	堀之内	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	指定なし	
		松山城			
昆虫類	トンボ目	ホソミイトトンボ	城山	準絶滅危惧	指定なし
		カトリヤンマ	城山	準絶滅危惧	指定なし
	異翅半翅類	フサヒゲサシガメ	松山城山	絶滅危惧 I 類種	絶滅危惧 II 類
	コウチュウ目	クロカタビロオサムシ	城山	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	指定なし
		シラホシハナムグリ(原名亜種)	城山	絶滅危惧 II 類	指定なし
		コカブトムシ(原名亜種)	城山	絶滅危惧 II 類	指定なし
		クロマダラタムシ	城山	絶滅危惧 II 類	指定なし
		クロヒメトゲムシ	城山	準絶滅危惧	指定なし
		ヒサマツシバンムシ	城山	準絶滅危惧	指定なし
ヒメアカマダラケシキスイ	城山	準絶滅危惧	指定なし		
クモガタ類	真正クモ類	キノボリトタテグモ	松山城山	準絶滅危惧	準絶滅危惧
高等植物		ヒメウラジロ	松山市城山	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II 類
		シロヤマシダ	城山	絶滅危惧 I B類	指定なし
		イヌハギ	城山	情報不足	絶滅危惧 II 類
		カンサイタンポポ	城山	情報不足	指定なし
		ツクシタンポポ	松山市城山	情報不足	絶滅危惧 II 類

※生息地は『松山市野生動植物目録 2012』に記載されている地名を抜粋している。

出典：『松山市野生動植物目録 2012』、『レッドデータブックまつやま 2012』

(8) 景観

松山市には数多くの貴重な歴史的・文化的資源が存在し、中心市街地をはじめとした近代的な街の雰囲気を守り育てていくために、市民公募による「まつやまの大切にしたい景観 100 選」を選定し、まち並みの保護等に努めている。100 選の中で松山城を含む景観は表 2-2 に示すように 12 景が選定されている（図 2-9）。

また、勝山にそびえ立つ松山城から松山市街を一望できる風景は、四国らしさの感じられる素晴らしい景観として「四国八十八景」（四国八十八景実行委員会主催）にも選定されている。そのほか、「日本さくら名所 100 選」、「日本夜景遺産」にも選定されている。

表 2-2 まつやまの大切にしたい景観 100 選のうち史跡松山城跡に関する景観の抜粋

番号	名称	場所・見る場所	分類	季節	備考
1	松山城	丸之内	シンボル	—	日本で 12 か所しか残っていない江戸時代以前に建造された天守を有する城郭の 1 つ。
2	松山城 天守からの風景	丸之内（天守から）	風景	—	松山城天守から山頂広場を眺める風景。
3	春の山頂広場	堀之内（山頂広場）	風景	春	山頂広場は桜並木の風景。桜越しに天守閣を見ることができる。
4	松山城 近景 （乾門外から見上げた風景）	堀之内（古町道途中）	風景	—	松山城の石垣や櫓等が重層的に見える乾門外から見る風景。
5	松山城 登城道の風景	丸之内（黒門口登城道）	風景	—	二之丸の裏手にある登城口の石垣と紅葉が映える風景。
6	城山公園	堀之内	シンボル	—	松山城下にある元々三之丸であった場所に整備された公園。
7	松山城 遠景 （二之丸と重なる風景）	堀之内	風景	—	二之丸の後方に松山城が見られる、城下町を代表する風景。
8	お堀と松山城の風景	南堀端町 （伊予銀行本店前付近）	風景	—	お堀の南側から眺める松山城とお堀を一緒に見ることができる数少ない風景。
9	坊っちゃん列車と松山城	二番町四丁目 （市役所前乗り場付近）	風景	—	市内電車が交差する様子と松山城を重ねて見ることができる数少ない風景。

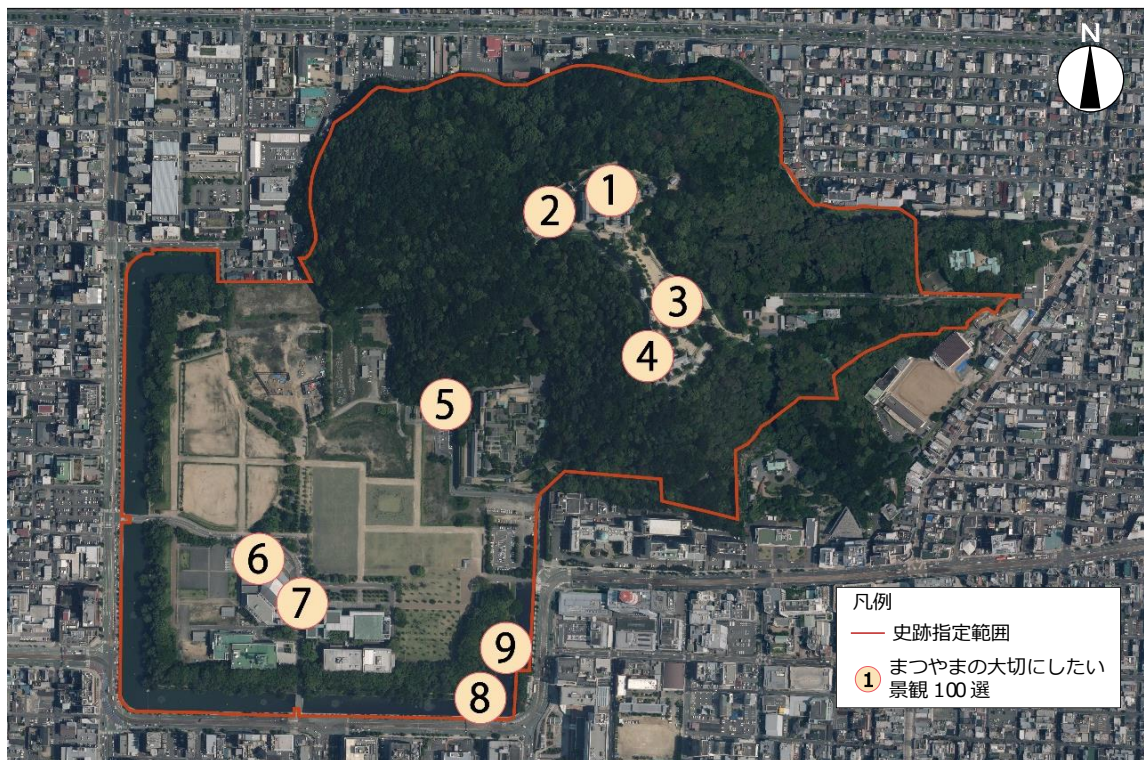


図 2-9 まつやまの大切にしたい景観 100 選のうち史跡松山城跡に関する景観の位置図

第2節 史跡「松山城跡」の概要

(1) 史跡指定に至る経緯

第1節で述べたとおり、松山城は、明治6(1873)年に廃城対象となったが、翌年に本丸跡が松山公園(聚楽園)となったため、本丸跡の建造物や石垣は解体されずに残った。明治19(1886)年に本丸跡が陸軍省の所有地となったため公園は閉園となったが、明治43(1910)年に再び松山公園として開園され、大正12(1923)年には旧藩主家の久松定謨公から本丸等の寄付を受けるといふ幸運に恵まれた。その後、昭和8(1933)年の放火などにより多くの建造物が焼失したが、昭和25(1950)年に、残存する天守等の21棟の現存建造物が文化財保護法により国の重要文化財に指定された。一方、昭和24(1949)年に内堀が進駐軍により埋め立てられたが、外堀は有志の反対運動により保存された。以上のような経緯の後、松山市は、昭和27(1952)年2月16日付けで史跡指定の申請を行い、同年3月29日(文化財保護委員会告示第59号:昭和30(1955)年11月12日)付けで、江戸時代の城郭遺跡として国史跡の指定を受けた。

また、山林の大部分は、昭和24(1949)年に愛媛県の天然記念物「松山城山樹叢」として指定を受け、小天守をはじめとした9棟の復元建造物は、令和元(2019)年と令和3(2021)年に国の登録有形文化財となった。

(2) 史跡指定の状況

① 指定告示

文化財保護委員会告示第五十九号

文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号)による改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもって、次のとおり指定した。

昭和三十年十一月十二日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

種 別	史跡
名 称	松山城跡
所在地	愛媛県松山市堀之内町字丸之内
地 域	一番、二番ノ一、三番ノ一、五番から十番まで、無番地(以下、省略)

② 指定説明文ほか

指 定 基 準：二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明文：「慶長年間加藤嘉明によって営まれた城で、次の蒲生忠知によって完成された。

勝山の山頂に本丸を置き、中腹に二ノ丸、山麓に堀、土壘をめぐらした、略々方形の三ノ丸を配している。

四國の三名城(高知、松山、徳島)の一で天守閣を始め、櫓、門、石垣、土壘、堀等よく旧規模を存していて近世城郭の好例である。」

指 定 面 積：621,520 m²

管 理 団 体：松山市(昭和28(1953)年8月19日付)

③ 指定地の状況

史跡指定地の地番等は、表 2-3 に示すとおりである。

表 2-3 指定地の現在の地番等一覧表

(丸之内)

地番	地目	地籍 (㎡)	所有者	現況	備考
1 番	公園敷地	28,185	松山市	本丸広場	
2 番 1	山林	152,333	松山市	山林	
2 番 5	山林	1,923	松山市	山林	
2 番 6	山林	396	松山市	山林	
2 番 9	水道用地	271	松山市	山林	
5 番	公園	17,980	松山市	二之丸史跡庭園	
無番地	—	112,697	国 (財務省)	山林	市借受

(堀之内)

地番	地目	地籍 (㎡)	所有者	現況	備考
3 番 1	公園敷地	46,023.00	松山市	外堀	
5 番	宅地	2,826.44	日本放送協会	NHK 松山放送局	
5 番 2	宅地	14.24	日本放送協会	NHK 松山放送局	
5 番 3	宅地	255.86	日本放送協会	NHK 松山放送局	
5 番 4	宅地	1,313.32	日本放送協会	NHK 松山放送局	
6 番 1	宅地	625.01	松山市	管理広場	
6 番 2	宅地	670.68	松山市	管理広場	
6 番 3	宅地	721.69	松山市	管理広場	
6 番 4	宅地	150.00	松山市	管理広場	
6 番 5	宅地	139.31	松山市	管理広場	
6 番 6	宅地	38.83	松山市	管理広場	
7 番	宅地	2,553.09	国 (大蔵省)	やすらぎ広場、さくら広場、園路	市借受
8 番	宅地	5,176.13	愛媛県	愛媛県西駐車場	
9 番	宅地	1,326.84	国 (財務省)	愛媛県臨時駐輪場	県借受
10 番	宅地	2,019.83	愛媛県	空地 (第 2 期整備予定地)	
12 番	宅地	2,160.66	松山市	空地 (第 2 期整備予定地)	
13 番 1	宅地	9,098.73	松山市	空地 (第 2 期整備予定地)	
13 番 2	宅地	3,625.29	松山市	ふれあい広場	
13 番 3	宅地	615.10	国 (大蔵省)	園路	市借受
13 番 4	宅地	9.91	松山市	空地 (第 2 期整備予定地)	
13 番 7	宅地	125.81	松山市	ふれあい広場	
13 番 8	宅地	313.08	松山市	ふれあい広場	
13 番 9	宅地	12,983.02	松山市	空地 (第 2 期整備予定地)	
14 番 1	宅地	5,481.02	松山市	さくら広場	
14 番 2	堤	1,514.00	松山市	園路	
15 番	宅地	449.61	愛媛県	愛媛県立図書館の一部	
16 番 1	宅地	2,315.19	松山市	やすらぎ広場、さくら広場、園路	
16 番 2	宅地	1,157.59	国 (財務省)	園路	市借受
無番地	—	171,234.58	国 (財務省)	やすらぎ広場、ふれあい広場、管理広場、松山市民会館、愛媛県美術館、愛媛県立図書館、空地 (第 2 期整備予定地)、土塁・園路	市借受

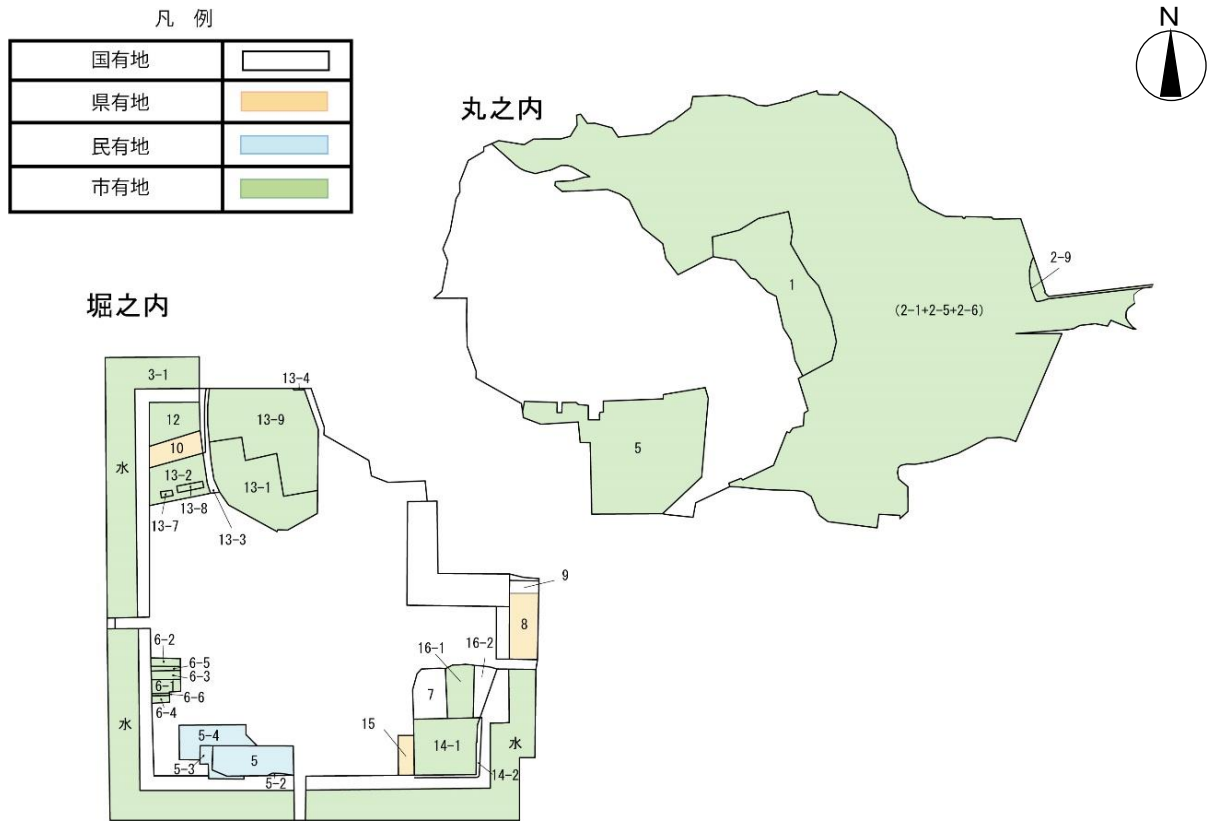


図 2-10 公園からの抜粋



図 2-11 史跡指定地の土地所有状況

(3)松山城跡の本質的価値と構成

① 松山城跡の本質的価値

保存活用計画では、史跡松山城跡の本質的価値を以下のように整理している。

ア.城郭史上価値の高い多くの城郭遺構が良好に現存するとともに、縄張りや構築・修理技術の変遷を知ることができること

安土桃山時代に有力大名の城郭として築城され、江戸時代には瀬戸内や西国の外様大名を抑える役割を担った、四国最大の近世城郭であったことを示す、登り石垣をはじめ壮大な規模を誇る石垣や郭、土塁、堀等の遺構が、地下を含めて良好な状態で現存していること。また、それにより、織豊期の系譜を引く、全国的にも特筆すべき高い防御性を誇る複雑な縄張りやその変遷に加え、それを構成する石垣などの構築・修理技術の変遷を知ることができること。

イ.城郭建築史上価値の高い多くの城郭建造物が良好に現存するとともに、縄張りや建築・修理技術の変遷を知ることができること

江戸時代から現存する12天守の1つである高い格式を誇る天守や、全国の近世城郭の中でも屈指の古さを誇る野原櫓や乾櫓、現存例が少ないだけでなく近世城郭の典型例ともいえる土塀など、城郭建築史上極めて価値が高い23棟もの城郭建造物（うち21棟が重要文化財）が現存していること。また、全国的にも特筆すべき高い防御性を誇る複雑な縄張りと一体となった建造物の配置・組み合わせや、建築・修理技術の変遷を知ることができること。

ウ.松山市のシンボルであり、緑豊かな都市公園や自然環境の保全、良好な景観等、多くの今日的価値を持つこと

現在、松山市のシンボルであり、四国最大の都市の中心にありながら、県指定天然記念物である松山城山樹叢を伴う緑豊かな都市公園・史跡公園として、広く市民に親しまれるとともに、松山市の自然環境の保全に大きな役割を果たしていること。また、100mを超える勝山の頂上に本丸が所在し、そこに石垣をはじめとする城郭遺構や重文・復元等を含む城郭建築が多数存在することで、城山樹叢の豊かな緑と一体となった近世城郭としての良好な景観が、全国的にも珍しく市内各所から広く望むことができるとともに、その城郭としての景観が、松山市を象徴するものとして、市民に広く受け入れられ、その誇りともなっていること。

加えて、以下も本質的価値に並ぶ事項といえる。

瓦や陶磁器などの多くの出土遺物と由来の確かな伝世品が現存するとともに、城郭建築の構造や維持管理の方法、武士の生活様相、他地域との交流など知ることができること

② 松山城跡の地区区分

保存活用計画では、地区ごとの保存・管理の方針や方法を設定するため、遺構の性質や利用状況などを考慮し、史跡指定地を表 2-5 のように区分している (図 2-12)。

表 2-4 松山城跡の地区区分〔保存活用計画 P83〕

地区名		範囲や定義
史跡指定地内	①本丸地区	本丸跡を中心にした範囲。長者ヶ平を含む。利用状況等を踏まえ、本丸周辺 (a) と長者ヶ平周辺 (b) に細分する。
	②二之丸地区	山腹の二之丸跡を中心にした範囲。黒門跡・槻門跡・西大砲台等を含む。
	③三之丸地区	山麓にある三之丸跡を中心にした範囲。堀之内地区。堀を含む。
	④山林地区	城山のうち「本丸地区」及び「二之丸地区」を除いた範囲。
史跡指定地外	⑤周辺地区	史跡の周辺。旧城下町を含む。

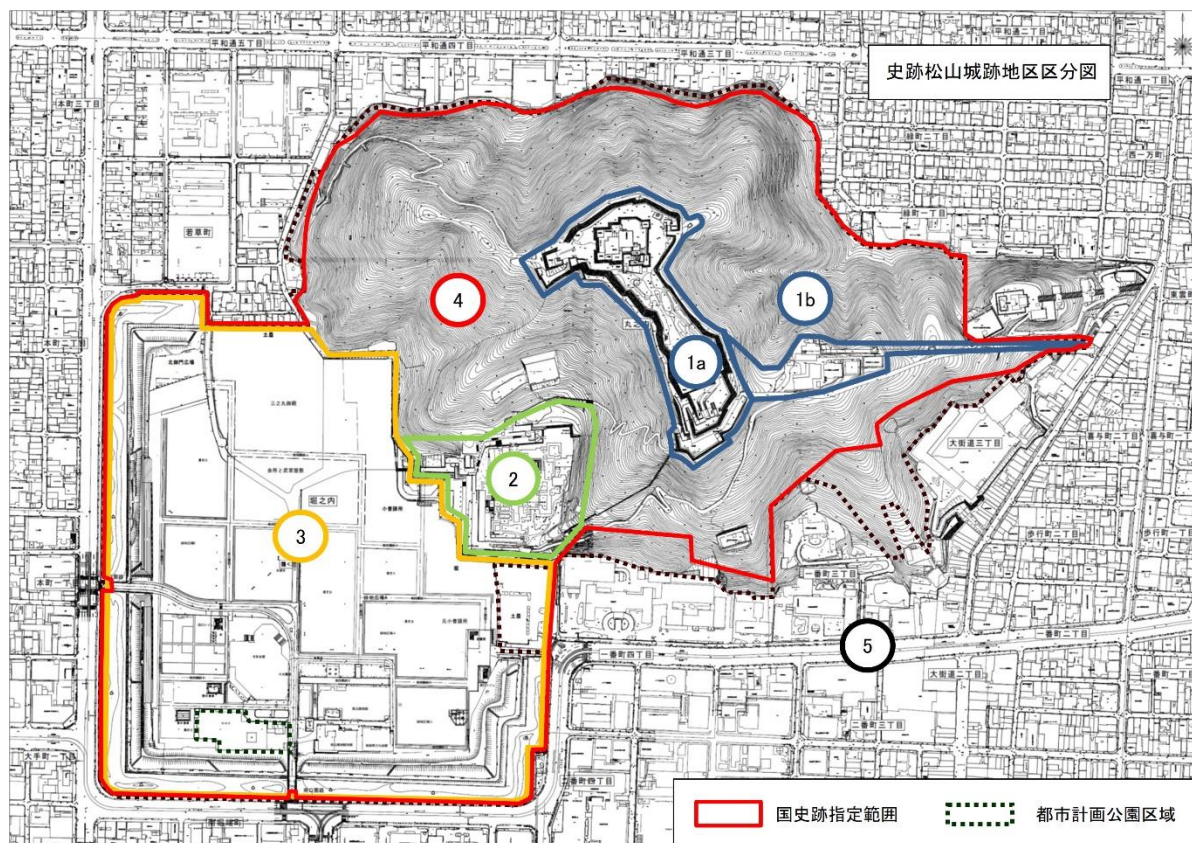


図 2-12 松山城跡の各地区の範囲〔保存活用計画 P83〕

③ 松山城跡の構成

松山城跡は様々な要素で構成されるが、保存活用計画では、「史跡」という観点から史跡指定地内の「史跡を構成する諸要素」と、史跡指定地外の「史跡周辺における諸要素」に大別し、それぞれ「史跡の本質的価値を構成する要素」、「史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素」、「史跡の保存・活用に有効な要素」、「その他の要素」に分類している（図 2-13）。詳細は表 2-5・7 に示すとおりである。

樹木管理計画の対象となる松山城山樹叢は、「イ 史跡の本質的な価値に準じる価値を有する要素」として、また、サクラやマツ等の植栽は「ウ 史跡の保存・活用に有効な要素」として位置付けられており、樹木管理に際してもこれに基づくこととする。

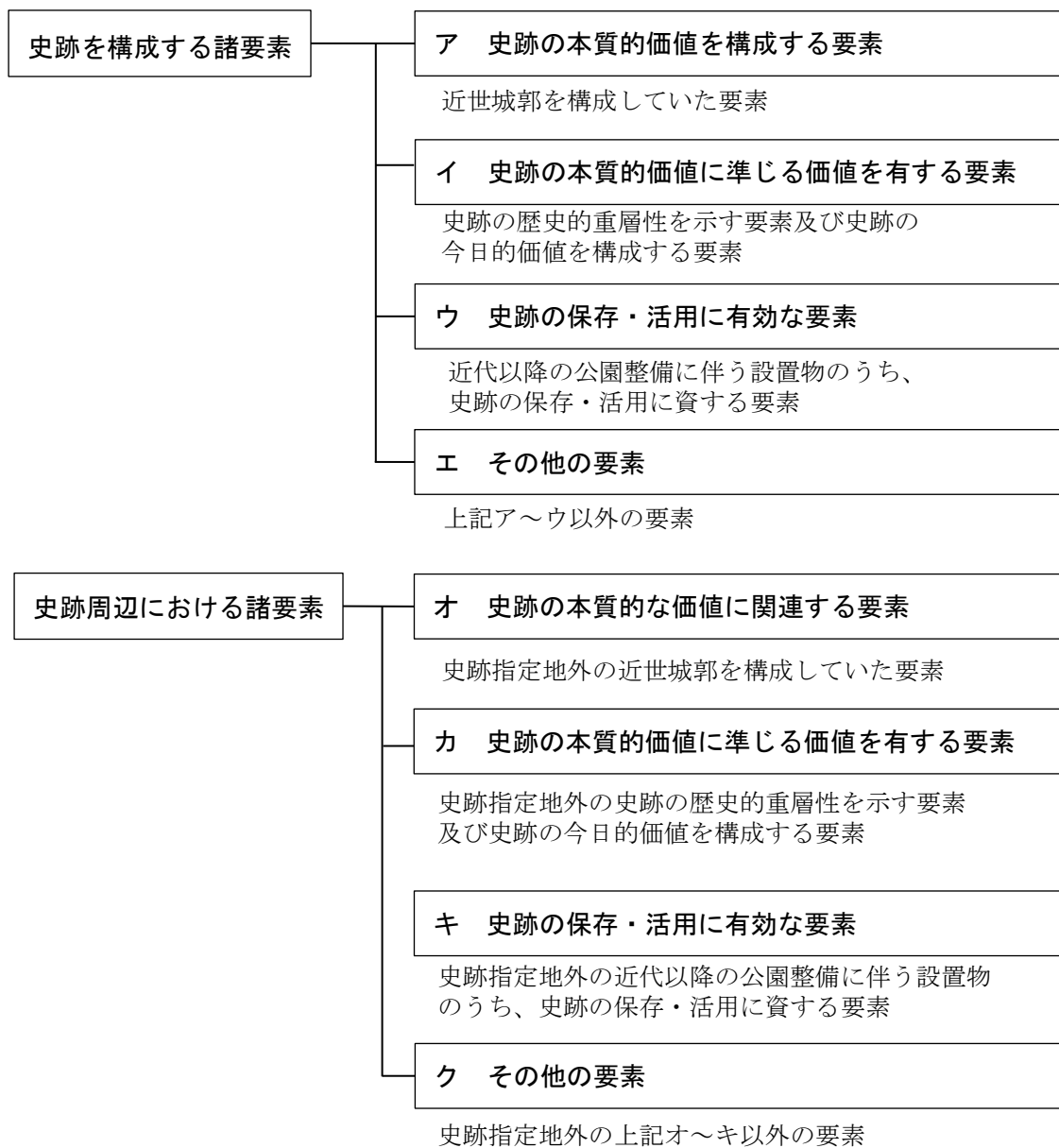


図 2-13 松山城跡の構成要素の分類〔保存活用計画 P84〕

表 2-5 史跡を構成する諸要素（史跡指定地内）〔保存活用計画 P87〕

区分		要素			
		①本丸地区	②二之丸地区	③三之丸地区	④山林地区
ア 史跡の本質的価値を構成する要素	地上遺構	郭(切岸を含む)、石垣(本丸周囲等)、井戸、登城路(大手道、古町道、[瀨手道]、東雲道)、排水路	郭(切岸を含む)、山腹斜面、石垣(二之丸周囲・門跡等)、大井戸(池)・井戸・登城路(大手道)、排水路	郭(切岸を含む)、石垣(門跡)、堀(外堀)、土塁、排水路	郭(切岸を含む)、山腹斜面、石垣(登り石垣)、登城路(大手道、古町道[瀨手道]、東雲道)、排水路
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世)	地下遺構・遺物(近世)	地下遺構・遺物(近世)	地下遺構・遺物(近世)
	建造物	現存建造物(天守等重要文化財21棟、鉄筋門及び内門)			
イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世以外)	地下遺構・遺物(近世以外[城の内3号墳等])	地下遺構・遺物(近世以外)	地下遺構・遺物(近世以外[城の内古墳群等])
	植生		松山城山樹叢		松山城山樹叢
	建造物	復元建造物(小天守等20棟以上)			
ウ 史跡の保存・活用に有効な要素	遺構表現	復興建造物(馬具槽)	表面表示(二之丸御殿復興建造物(多聞櫓等))	表面表示(広場・園路・排水溝・馬場・馬場土手)※北側は未整備	
	近代以降の登山道・看板等	看板(案内看板等)・標識(陸軍標、基準点等)・石碑(伯爵久松定護頌徳碑等)	看板(案内看板等)・標識	看板(案内看板等)・標識(陸軍標等)	近代以降の登山道(県庁道、古町道、東雲道)、看板(案内看板)・標識(陸軍標等)
	植栽	サクラ(広場)等	サクラ・マツ等	サクラ(広場)、マツ(土塁)等	
	管理施設	緊急車両用道路・仮設坂路、券売所、手すり・柵・生垣・車止め、避雷設備・避難設備、照明・電気通信設備・埋設管、消火栓・消火設備・埋設管、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管、ガス設備(プロパン)等	券売所、手すり・柵・生垣・車止め、落石防止ネット、照明・電気通信設備・埋設管・消火器、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管、ガス灯・埋設管等	園路(車道)、作業員詰所、倉庫、手すり・柵・生垣・車止め、曝気装置、照明・電気通信設備・埋設管、消火器、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管等	手すり・柵・階段・車止め、照明・電気通信設備・埋設管、消火器、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管、擁壁・法枠等
	便益施設	トイレ、ベンチ・四阿・藤棚・俳句ポスト、ロープウェイ・リフト・山上駅舎・待合室、売店(城山荘、六実庵)・自販機・ゴミ箱・灰皿等	トイレ、ベンチ・腰掛、茶室(観恒亭等3棟)、自販機・ゴミ箱・灰皿等	トイレ、ベンチ・四阿、駐車場(二之丸史跡庭園専用、県庁西)・駐輪場、時計、公衆電話、ポスト、自販機・ゴミ箱・灰皿等	
	その他	電波塔、土地境界	林泉庭、水琴窟、記念碑(松山市立城東中学校の沿革等)、土地境界	記念碑(歩兵第22連隊関連、戦災復興記念碑、市営球場跡等)、土地境界	記念碑(愛媛県師範学校附属小学校跡)、土地境界
エ その他の要素	教養施設・公共施設	NHK城山送信所、南海放送城山送信所		愛媛県美術館、愛媛県教育文化会館(愛媛県立図書館)、松山市民会館、NHK松山放送局、電気通信設備・埋設管、水道管、ガス管	排水池3基・埋設管、電気通信設備

表 2-6 史跡周辺における諸要素（史跡指定地外）〔保存活用計画 P87〕

区分	要素
オ 史跡の本質的価値に関連する要素	郭(切岸を含む)(東郭、妙住院屋敷)、山腹斜面、石垣(東郭)、東雲神社、地下遺構・遺物(近世・城内[郭(切岸を含む)跡、石垣跡、堀跡])、地下遺構・遺物(近世・城下[堀跡、土塁跡])、近藤・豊島家文書(坂の上のミュージアム蔵)
カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	城下町遺跡(番町遺跡等)、町割、地下遺構・遺物(近世以外[城の内古墳群等])、萬翠荘、山林
キ 史跡の保存・活用に有効な要素	表面表示、近代以降の登山道(東雲道)、看板・標識・石碑(案内看板、陸軍標、基準点等)、治山施設(擁壁等)、便益施設(ロープウェイ・リフト山麓駅舎、喜与町駐車場)、加藤義明像
ク その他の要素	各種建築物(オフィスビル、マンション、店舗、住宅等)、各種構造物(道路等)

(4) 松山城跡の現状

① 松山城跡の遺構調査状況

主に史跡整備を行う目的で実施した発掘調査は、表 2-8 に示すように昭和 46 (1971) 年度の本丸跡をはじめとして、令和 4 (2022) 年度までに、本丸跡で 10 回、二之丸跡で 11 回 (槻門跡と黒門跡を含む。)、三之丸跡で 34 回 (東門跡と土塁・外堀跡を含む。)、その他の箇所では 8 回、計 63 回行っている (図 2-14)。

また、平成 13 (2001) 年 3 月の芸予地震後で十数か所に孕出しや隙間の発生、間詰石の崩落などの被害が確認された石垣は、文化庁や当時の史跡松山城跡災害復旧検討委員会の指導の下、孕み出しが著しい数か所は速やかに発掘調査を伴う解体修理を行い、その他の箇所は 3~4 年間の定点観測の結果、安定していると判断されたため、現状維持とした。一方、将来、地震等で石垣に被害が生じた場合でも、迅速・適切に修理が行えるよう、石垣一面ごとに現状を記録した「石垣カルテ」の作成と測量を進め平成 25 (2013) 年度におおむね史跡内での作業を終了している (図 2-15)。



三之丸跡 5 次調査



槻門跡 3 次調査

図 2-14 発掘調査位置図及び実施状況

第2章 松山城跡の概要

表 2-7 松山城跡の発掘調査履歴

地区	調査地	調査回数	調査年度	調査目的	調査組織	江戸時代の用途	主な遺構	備考	位置図番号
本丸地区	本丸跡	売店移転に伴う試掘調査	S46年度	環境整備	市教委	本城	石列		1
		1次調査	S59年度	環境整備	市教委	本城	建物(玉葉土蔵)礎石		2
		災害復旧に伴う試掘調査	H13年度	災害復旧	市教委	本城	石垣裏込め、盛土	芸予地震	3
		2次調査	H14年度	災害復旧	市教委	本城	石組溝	芸予地震	4
		3次調査	H15年度	災害復旧	市教委	本城	石組溝	芸予地震	5
		4次調査	H17年度	環境整備	市教委	本城	石組溝		6
		5次調査	H23年度	防災対策	市教委	本城	石組溝、建物礎石、門跡、暗渠、盛土		7
		6次調査	H24年度	防災対策	市教委	本城	石垣、石組溝、門跡、池跡、土坑		8
	7次調査	H27年度	防災対策	市教委	本城	柱穴、盛土		9	
	8次調査	H27年度	防災対策	市財団	本城	柱穴		10	
	長者ヶ平跡	(なし)	H1年度	環境整備	市教委	広場	遺構無し		55
二之丸地区	二之丸跡	1次調査	S59年度	環境整備	市教委	御殿	御殿遺構(建物礎石、石組溝等)		11
		2次調査	S60年度	環境整備	市教委	御殿	御殿遺構(大井戸遺構、建物礎石、石組溝等)		12
		3次調査	S61年度	環境整備	市教委	御殿	御殿遺構(建物礎石、石組溝等)		13
		4次調査	H14年度 H15年度	災害復旧	市教委	御殿	石列、石組溝、礎石、門跡、古墳(横穴式石室)	芸予地震	14
	機門跡	1次調査	H16年度	災害復旧	市教委	門	石垣、礎石	芸予地震	15
		2次調査	H17年度	災害復旧	市教委	門	石垣、礎石、土坑	芸予地震	16
		3次調査	H17年度	災害復旧	市教委	門	石垣裏込め	芸予地震	17
	黒門跡	1次調査	H18年度	保存修理	市教委	門	石垣、柱穴		18
		2次調査	H19年度	保存修理	市教委	門	石垣		19
		3次調査	H19年度	保存修理	市教委	門	石垣		20
4次調査		H20年度	保存修理	市教委	門	石垣、堀、柱穴		21	
三之丸地区	三之丸跡	県民館跡地	H8年度	公共開発	県財団	待屋敷、通路	建物礎石、道路、石組溝		22
		東御門跡	H9年度	保存修理	市教委	門	石垣		48
		県営ラグビー場跡試掘調査	H13年度	環境整備	市教委	御殿、園地(西之丸)	石組溝、井戸、石列		23
		1次調査	H14年度	環境整備	市教委	御殿、園地(西之丸)	石垣、石組溝、井戸		24
		2次調査	H15年度	環境整備	市教委	園地(西之丸)	石垣、石組溝、礎石、土塀基礎		25
		庭球場・野球場解体に伴う試掘調査	H15年度	環境整備	市教委	待屋敷、通路	石組溝、土坑		26
		3次調査	H16年度	環境整備	市教委	待屋敷、通路	道路、石組溝、土坑、土塀		27
		4次調査	H16・17年度	環境整備	市教委	待屋敷、通路	道路、石組溝、土坑		28
		5次調査	H17年度	環境整備	市教委	待屋敷、通路	道路、土塀、池、排水口		29
		6次調査	H18年度	環境整備	市教委	役所、待屋敷、通路	石垣(小普請所)、道路、石組溝、堀、土坑		30
		四国がんセンター解体に伴う試掘調査	H18年度	施設解体	市財団	御殿、門	石垣(北御門)、石組溝、土塀		31
		四国がんセンター宿舎解体に伴う試掘調査	H18年度	施設解体	市教委	待屋敷、通路	(未検出)		35
		四国がんセンター擁壁解体に伴う試掘調査	H19年度	施設解体	市教委	待屋敷、通路	道路、石組溝、馬場土手		35
		7次調査	H19年度	環境整備	市教委	役所、待屋敷、通路	道路、石組溝、堀、土坑、柱穴		32
		8次調査	H19年度	環境整備	市教委	待屋敷、通路	道路、石組溝、石組橋		33
		9次調査	H19年度	環境整備	市教委	待屋敷、通路	道路、石組溝		34
		10次調査	H20年度	環境整備	市教委	役所、待屋敷、通路	柱穴、石列、土坑		36
		11次調査	H20年度	環境整備	市教委	待屋敷、通路	石組溝、廃棄土坑		37
		12次調査	H20年度	環境整備	市教委	役所	石垣(小普請所)、石組溝		38
		13次調査	H21年度	環境整備	市教委	待屋敷	石組溝、土塀基礎、池状遺構、井戸、土坑		39
		14次調査	H21年度	環境整備	市教委	御殿	石垣(御殿)、石組溝		40
		15次調査	H22年度	環境整備	市教委	待屋敷	礎石、井戸、土坑、柱穴		41
		16次調査	H25年度	環境整備	市財団	御殿	石垣(御殿)、道路		42
		17次調査	H26年度	環境整備	市財団	御殿	石垣(御殿)、石組溝、道路、土塀、土坑		43
		18次調査	H27年度	環境整備	市財団	待屋敷、通路、馬場	石組溝、土塀基礎、道路、馬場土手、土坑		44
		19次調査	H28年度	環境整備	市財団	馬場、通路	石組溝、馬場土手、土坑、柱穴		45
		20次調査	H29年度	環境整備	市財団	馬場、通路	石組溝、馬場土手、土坑		46
21次調査	H30年度	環境整備	市財団	御殿	石組溝、馬場土手、土坑		47		
22次調査	R1年度	環境整備	市財団	門	石垣、盛土		-		
23次調査	R2年度	環境整備	市財団	門	土塀、石垣		-		
24次調査	R3年度	環境整備	市財団	御殿、役所	石組溝、土坑		-		
25次調査	R3年度	環境整備	市財団	土塀	土塀、石垣、石列		-		
26次調査	R4年度	環境整備	市財団	門	石垣		-		
27次調査	R4年度	環境整備	市財団	園地(西之丸)	石組溝		-		
	土塀・外堀跡	(なし)	H4年度	保存修理	市教委	土塀・堀	土塀、乱坑		49
	野球場観客席解体に伴う試掘調査	H18年度	施設解体	市教委	土塀	土塀		26	
	庭球場観客席解体に伴う試掘調査	H19年度	施設解体	市教委	土塀	土塀		26	
山林地区	城の内古墳群	2・4・5号墳	H17年度	環境整備	市教委	山林	古墳(竪穴式石室、横穴式石室、周溝)		59
周辺地区	東雲口登城道	(史跡内)	H16年度	環境整備	市教委	城道	遺物包含層(弥生時代)		58
		(史跡外)	H16年度	環境整備	市教委	神社	土塀基礎	史跡外	57
	東雲神社遺跡	(なし)	S47年度	民間開発	市教委	神社	土坑	史跡外	56
	北郭跡	(なし)	S62年度	民間開発	市教委	待屋敷	石垣	史跡外	52
	東郭跡	(なし)	H18年度 H19年度	民間開発	市財団	待屋敷	石組溝、建物礎石、土坑	史跡外	53
	妙住院屋敷跡	(なし)	H28年度	公共工事	県財団	屋敷	土坑	史跡外	54

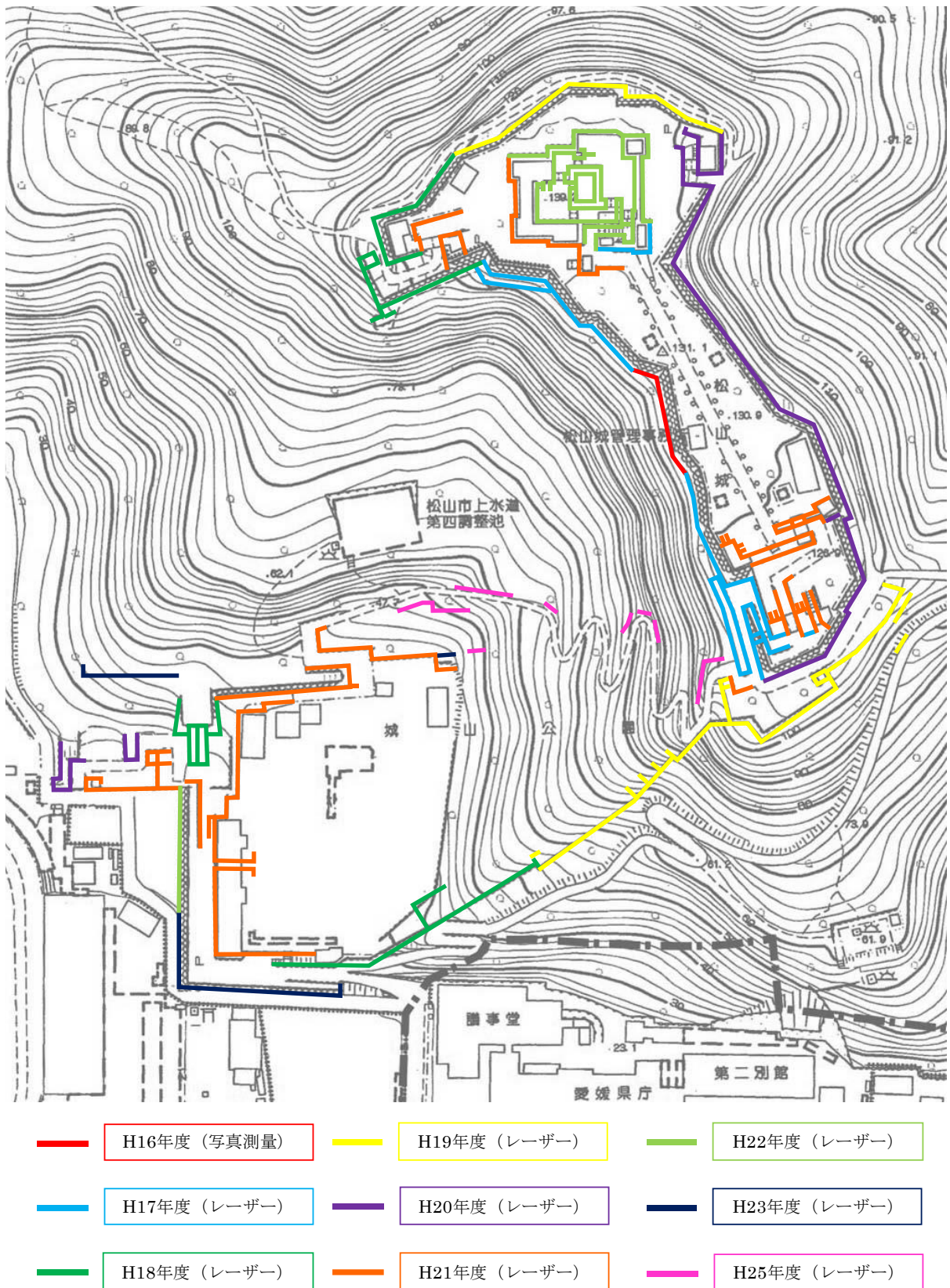


図 2-15 石垣調査実施箇所図

② 松山城跡の整備状況

ア.本丸地区

現存する江戸時代からの建造物(国重要文化財 21 棟及び未指定の筋鉄門及び内門)に加え、戦後、表 2-9 に示すように、焼失した 20 棟を超える建造物を主に木造で再建し、往時の景観をほぼ取り戻している(図 2-16)。また、本壇や本丸跡の周囲を中心に、膨大な石垣が現存するなど、本質的価値を構成する要素が最も集積し、名実ともに松山城跡の中心である。東側山麓からロープウェイやリフトでのアクセスが可能であることから、松山城跡観光の中心でもあり、便益施設も集積している。また、近年、防災設備(警報設備、消火設備等)を刷新するとともに、併せて長者ヶ平から本丸跡に向けて緊急車両用道を整備した(図 2-17)。

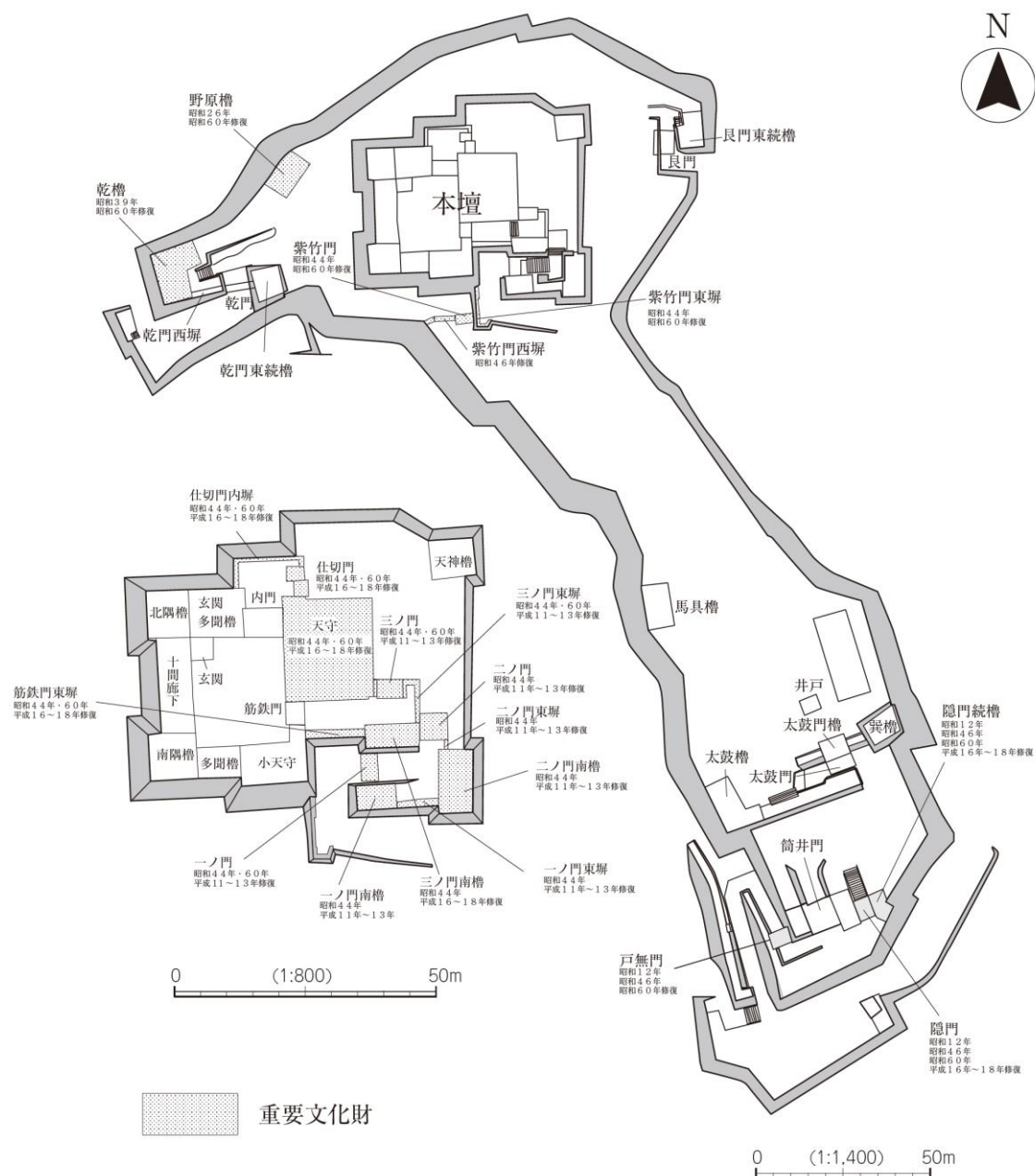
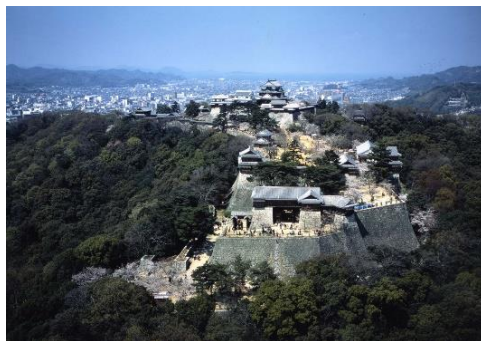


図 2-16 本丸建造物と修理履歴〔保存活用計画 P81〕

表 2-8 再建建造物一覧表

元号	西暦	建造物名	再建方法
昭和 33	1958	馬具櫓	鉄筋コンクリート外観復元
昭和 43	1968	小天守	木造復元
		南隅櫓	木造復元
		北隅櫓	木造復元
		多間櫓	木造復元
		十間廊下	木造復元
		玄関	木造復元
		玄関多間櫓	木造復元
		筋鉄門	木造復元
		内門	木造復元
昭和 46	1971	筒井門	木造復元
		筒井門東続櫓	木造復元
		筒井門西続櫓	木造復元
昭和 47	1972	太鼓門	木造復元
		太鼓門北続櫓	木造復元
		太鼓門南続櫓	木造復元
昭和 48	1973	太鼓櫓	木造復元
昭和 54	1979	天神櫓	木造復元
		天神櫓南塀	木造復元
		天神櫓西折曲塀	木造復元
昭和 57	1982	乾門	木造復元
		乾門東続櫓	木造復元
		乾門西塀	木造復元
		乾門東続櫓東折曲塀	木造復元
昭和 59	1984	良門	木造復元
		良門東続櫓	木造復元
昭和 61	1986	翼櫓	木造復元
		太鼓門東塀（翼櫓西塀）	木造復元
平成元	1989	太鼓門西塀	木造復元



本丸 全景



本壇



本丸 ロープウェイ・リフト



緊急車両道 本丸

図 2-17 本丸地区整備状況

イ.二之丸地区

明治5(1872)年に二之丸御殿が焼失し、戦後は病院や学校として利用されたが、昭和59(1984)年から松山市教育委員会により発掘調査や整備工事が行われ、平成4(1992)年、「松山城二之丸史跡庭園」として開園した。整備は、調査成果や絵図を踏まえ、二之丸御殿の表面表示(表向:柑橘・草花園、奥向:流水園)を主体として多門櫓や門、壁等の一部の建造物や大井戸遺構(池)を再現している。周辺は、郭の高石垣に加え、城内で最も高い西大砲台石垣(約20m)や城内最大の門であった櫓門跡等、大手道沿いを中心に多数の石垣や門跡が連続し、松山城跡の守りの堅さを象徴する地区となっている。



二之丸 流水園



二之丸 多間櫓



二之丸 大井戸遺構(池)



二之丸高石垣

図 2-18 二之丸地区整備状況

ウ.三之丸地区

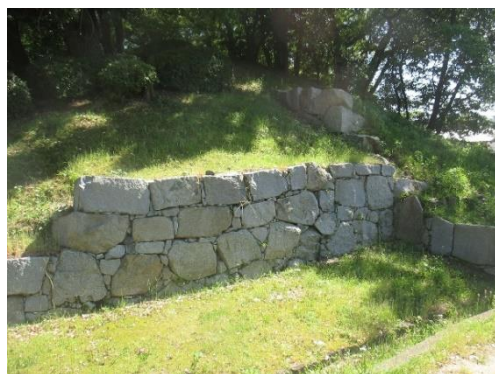
江戸時代には、三之丸御殿や小普請所等の藩の施設、中・上級の武家屋敷が建ち並んでいたが、明治3（1870）年に三之丸御殿が焼失、武家屋敷等も順次撤去され、以後は主に陸軍用地として利用された。第2次世界大戦後は、昭和28（1953）年の国体を契機にスポーツ施設が多数整備され、平成12（2000）年の「城山公園（堀之内地区）整備計画」の策定後は、計画に沿って運動施設の撤去や発掘調査、整備工事を行い、平成22（2010）年、南側を中心に第1期整備が完成した。同整備では、本地区が史跡、都市公園、初期避難地等、多様な機能が求められる場所であることを踏まえ、広場整備を主体としたが、広場を区画する園路は、発掘調査成果や絵図をもとに、江戸時代の道路を再現した。未整備である北側の第2期整備区域は、三之丸御殿等の藩の役所施設があったことを踏まえ、詳細な発掘調査成果に基づいた整備を行い、史跡松山城跡を学び観光できる場所とする計画である。



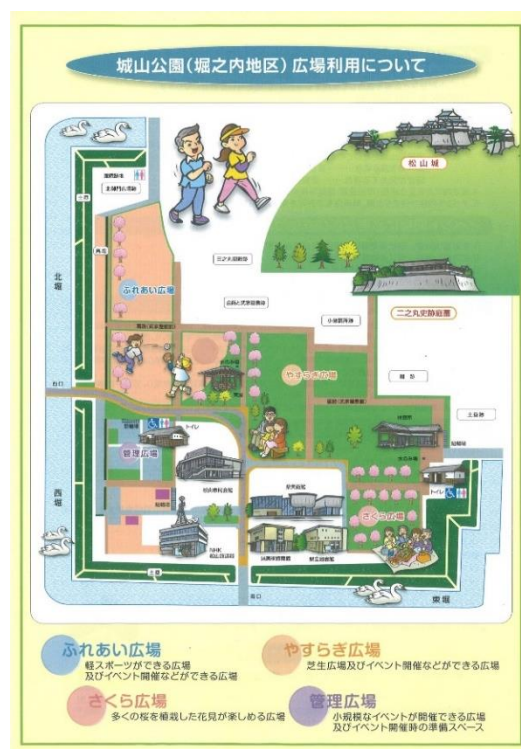
三之丸 全景（平成11年）



三之丸 全景



三之丸 東御門石垣



三之丸地区利用案内

図 2-19 三之丸地区整備状況

③ 松山城跡の活用状況

ア.本丸地区

松山城跡には、数多くの市民や観光客が訪れる。特に本丸地区は、史跡の本質的価値を構成する石垣や現存建造物などが集中し、松山市を代表する観光地として年間50万人以上の数多くの観光客が訪れ、特に平成26（2014）年以降は観光客の増加が顕著であった。しかし、令和2（2020）年、3（2021）年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」への転換や国際的な往来の制限の影響により、利用者数は大きく減少した（図2-20）。

表 2-9 本丸地区で行われている主なイベント

時期	イベント名
1月	お城のお正月（1～3日）、松山城誕生記念日（15日）
4月	松山春まつり（お城まつり）
8月	松山城夏まつり「光のおもてなし in 松山城」
9月～10月	松山城観月祭「月のおもてなし in 松山城」
12月第3水曜	天守すす払い

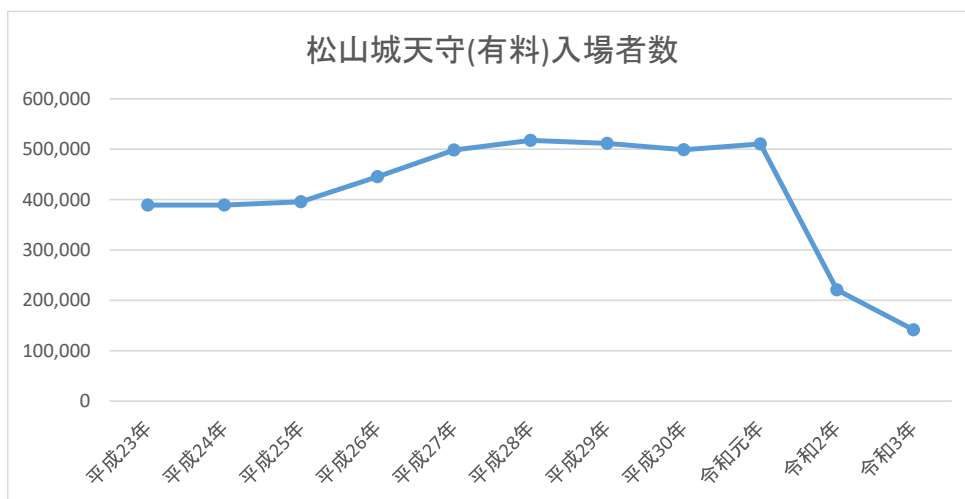
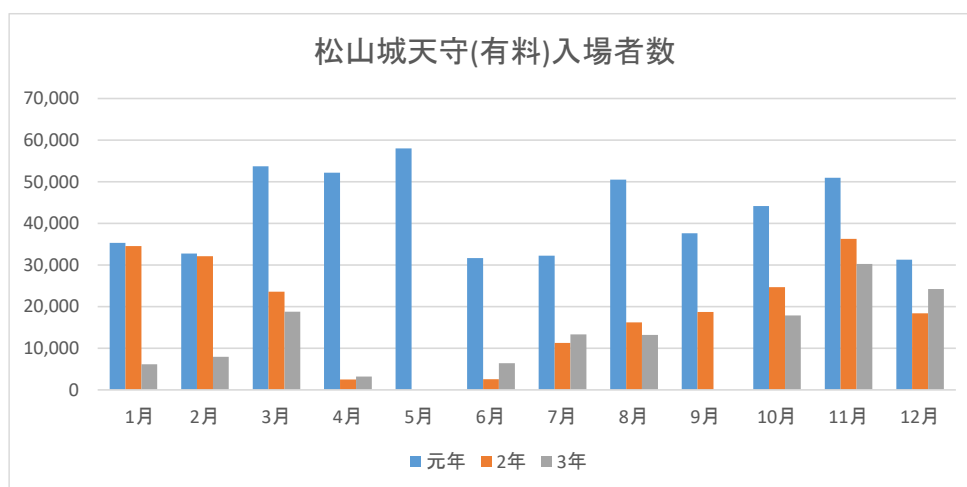


図 2-20 松山城天守（有料）入場者数推移



※令和2年4月15日から6月18日まで臨時休業
 ※令和3年4月9日から5月31日、8月20日から9月30日まで臨時休業

図 2-21 松山城天守（有料）入場者数推移（月別）

イ.二之丸地区

二之丸跡は、平成4（1992）年に「松山城二之丸史跡庭園」として開園（有料）した。平成25（2013）年にはNPO法人地域活性化支援センター（観光庁後援）から「恋人の聖地」に選定され、結婚式の前撮りスポットとしても安定した人気を誇っており、近年の入場者数をみると平成27（2015）年以降は年間6万人を超えることもあるなど増加傾向であった。

しかし、本丸地区と同様に令和2（2020）年、3（2021）年の利用者数は大きく減少しており、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」への転換や国際的な往来の制限を実施していることにより、利用者数も大きな影響を受けている（図2-22）。

表 2-10 二之丸地区で行われている主なイベント

時期	イベント名
2月	前撮り写真展
3月	つばき名花展
5月	大茶会、二之丸薪能
11月	光の庭園

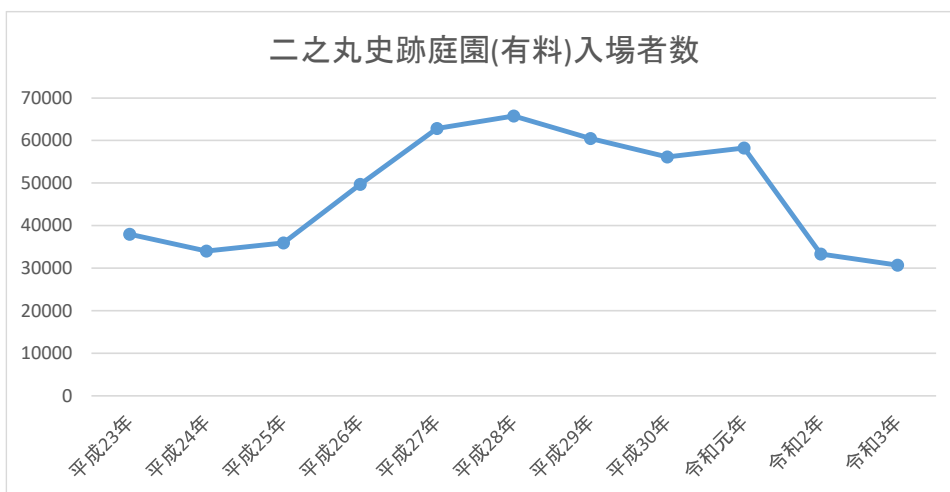
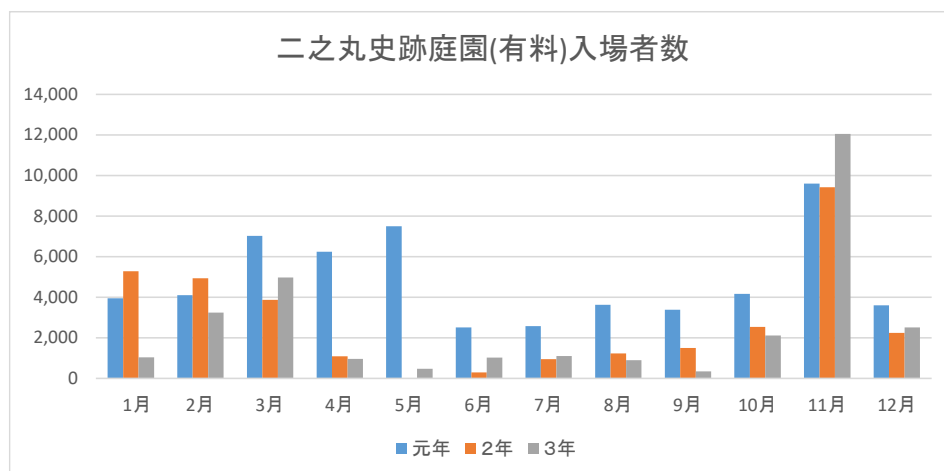


図 2-22 二之丸史跡庭園（有料）入場者数推移



※令和2年4月15日から6月18日まで臨時休業
 ※令和3年4月9日から5月31日、8月20日から9月30日まで臨時休業

図 2-23 二之丸史跡庭園（有料）入場者数推移（月別）

ウ.三之丸地区

平成 22 (2010) 年完成の第 1 期整備で広大な広場空間を整備したため、散策や軽スポーツ、レクリエーションなどの場として、広く親しまれるとともに、遠足や校外学習といった学校教育の一環としての利用も多い。また、市街地の中心に位置する数少ない広場空間であり、松山城本丸・二之丸を背景とする景観の良さや、公共交通の便も優れていることから、表 2-12 に示すように、一年を通じて、週末を中心に大小様々なイベントが開催され、それを目当てに訪れる市民も多く、地域の振興・活性化に大きな役割を果たしている。

一方で、イベントでの活用の増加に伴い、芝生や園路等の公園施設の劣化の加速や、近隣住民からの騒音を中心とした苦情の増加など、イベント主催者と施設管理者や近隣住民との間での調整・合意形成が課題となっている。

表 2-11 三之丸地区で行われる主なイベント

時期	イベント名
1月1日	新春城山登山マラソン
1月	消防出初式
2月	愛媛マラソン
4月	松山春まつり
8月	松山まつり
9月	大神輿総練
10月	松山城薪能
	松山を楽しもうキャンペーン
	まつやまお城下ウォーク
11月	えひめ・まつやま産業まつり



遠足の様子



えひめ・まつやま産業まつりの様子

図 2-24 三之丸地区の活用状況